

## 〔資料〕

## アメリカ合衆国の死刑状況（その1）

—1987年—

## 辻 本 義 男

- 1はじめに
- 2法律、立法の動向およびその他の州における進展
  - 2・1 1987年における合衆国最高裁判所の判決
    - (1) Tison v. Arizona 事件
    - (2) McClesky v. Kemp 事件
    - (3) Booth v. Maryland 事件
    - (4) Sumner v. Shuman 事件
    - (5) Thompson v. Oklahoma 事件
    - (6) Franklin v. Lynaugh 事件
  - 2・2 連邦における死刑
  - 2・3 1987年死刑法を改正する州の立法動向
    - (1) 少年犯罪者
    - (2) 死刑適用範囲の拡大傾向
    - (3) 死刑の復活あるいは改正に失敗した例
  - 2・4 その他の州における進展
    - (1) 上訴手続の促進
- (2) 減刑
- 3少年と死刑
  - 3・1 死刑適用の最低年齢
  - 3・2 合衆国における少年死刑囚
- 4人種差別
  - (1) McClesky 判決に関するコメント
  - (2) McClesky 判決に対する立法府の反応
  - (3) Griffith v. Kentucky 事件
- 5無実の者を処刑する危険
  - (1) Clarence Brandley
  - (2) Joseph Green Brown
  - (3) William Jasper Darden
  - (4) Edward Earl Johnson
  - (5) Darby Tillis と Perry Cobb
- 6死刑と精神薄弱者および精神病者
  - 6・1 精神薄弱者
    - (1) Limmie Arthur
    - (2) Jerome Holloway

(3) Herbert Welcome	9 特異な事例
(4) John Brogdon	(1) フロリダ州
6・2 精神病者	Beauford White
(1) Alvin Ford	(2) ジョージア州
(2) Gary Alvord	Billy Mitchell
(3) Roger Degarmo	(3) ルイジアナ州
(4) Billy Mitchell	Willie Watson
7 死刑事件の被告人と法的代理	10 死刑と世論
8 合衆国における処刑—1987年	11 まとめ

## 1 はじめに

1987年2月、アムネスティ・インターナショナルは『アメリカ合衆国 死刑』(United States of America : The Death Penalty)と題する245頁に及ぶ報告書を公刊した<sup>(1)</sup>。

この報告書は、州の死刑法と合衆国最高裁判所の判決を記述し、実際に合衆国で死刑がどのように適用されているかを詳細に説明し、死刑が公正かつ首尾一貫した方針に基づいて適用される手続的および法的な保障の欠陥を詳細に指摘したものである。現実に、死刑は恣意的に、そして人種的偏見に基づいて適用され、公正に行われていないことを示す証拠がある。報告書は、現実に犯した犯罪そのものよりも、政治的・経済的および地域社会の圧力が、犯罪が発生した地理的な状況と一体となって、死刑を言い渡される者の決定に一層決定的な役割を演じているようであるという証拠を提出した。貧困な被告人は、しばしば死刑裁判の手続を熟知していない経験の乏しい、僅かの報酬しか支払われない弁護士に弁護される。このような弁護士が知らず識らずにおかす過誤は、上訴を行っても救済されることはない。報告書は、死刑の特赦のプロセスも検証し、それに関係する州の当局者は、最近、死刑事件においては、死刑を拘禁刑に減輕する特別、かつ、強力な事由があるにもかかわらず、特赦を稀にしか認めないことを明らかにした。

死刑の適用における人種差別は、とくにそれが殺人の被害者の人種に関する場合には明白にみられる。1977年から1986年に処刑された囚人の89パーセントは、白人を殺害して有罪とされた者であるとしている。すなわち、白人を殺害した黒人は、死刑に処せられる割合が大きく、白人は、黒人を殺害しても死刑に処せられることは稀なのである。

処刑方法のいかんを問わず処刑自体に本質的な残虐性がある問題と同様に、少年、精神病者および精神薄弱者に対する死刑の適用は大きな問題である。このようなアメリカ合衆国における死刑の適用は、死刑の最終的な廃止を目的としてその漸次廃止を各国政府に勧告している国際的な人権基準に反するものである。犯行時18歳未満の者に死刑を科することは、米州人権条約と国際人権規約に明らかに抵触するものである。国連経済社会理事会決議1984/50は、精神障害者の処刑を禁止している。

1976年に死刑が復活されて以来（報告書13-18頁参照）、バーモント州を含む36州が死刑法を制定した（バーモント州では死刑を復活させる法案が1987年2月に否決されたので、現在有効な死刑法を有する州は35州である）。1987年11月1日現在、34州で死刑を宣告された囚人の数は空前の1,977人に達している。

1987年の死刑廃止キャンペーンの際にアムネスティ・インターナショナルは、アメリカ合衆国が国際人権基準を確約していることを確認して、レーガン大統領に連邦法における死刑の廃止と、州政府に死刑の廃止を勧告するよう要請し、各州の知事に書簡を送り、アムネスティ・インターナショナルの報告書が取り上げた重大な問題に関する調査が行われるまで処刑を猶予するよう要請した。

連邦政府の回答として、司法省刑事局は死刑は正義としての刑罰であり、犯罪を抑止し、凶悪な犯罪者を除外するという3つの主要な目的に仕えるものであるとして死刑の支持を主張した。

1987年には、処刑された囚人の数が異常に増大した。1985年と1986年の18人にくらべて25人に増加した。この年に処刑された者のなかには、有罪

とされ処刑されたが無実であった者がすくなくとも1人いた(Johnson35頁以下参照)。囚人の1人は、知能指数が64で、精神に障害があると診断されたにもかかわらず処刑された(Brogdon42頁参照)。精神的外傷後のストレスに苦しんでいた囚人も、特赦を得るべく弁護士の奮迅の努力にもかかわらず処刑された(Mitchell45, 52頁参照)。実際に殺人を犯していない2人の囚人が、共犯として処刑された。この裁判では、陪審は全員一致で被告人を終身刑に処すべき旨を評決したが、裁判官はその評決を覆し死刑を宣告した(White52頁参照)。再審を認めるには4票で十分であるが、執行の猶予には5票を要するとされているため、合衆国最高裁判所が4対4で執行の猶予を決定したにもかかわらず処刑された囚人もいた(Watson53頁参照)。

1987年1月から5月にかけては、重大な人種差別に関する事件であるMcCleskey v. Kemp事件に関する合衆国最高裁判所の判決を待って処刑が行われることが少なく、1月に2人のテキサス州の囚人が「自発的に」(可能な上訴を行なおうともせずに)処刑された。5月には、McCleskey v. Kemp事件に対し合衆国最高裁判所の判決が下され、処刑が再開された。1976年以降の死刑に関する合衆国最高裁判所のもっとも重要な判決であるとされるこの判決は、死刑が人種差別によって適用されたという証拠があったにもかかわらず、ジョージア州の死刑法は合憲であるとしたものである。この判決は、全国の数百の死刑囚に影響を与えた。この事件で、合衆国最高裁判所は230以上の要因を測定した結果、白人を殺害した者は黒人を殺害した者よりも、少なくとも4倍以上も死刑を宣告される傾向があるとしたジョージア州の死刑に関する詳細な研究結果を考察した(7頁および24頁以下参照)ものである。

少年死刑囚の問題に関しては、1987年に、死刑を科し得る最低年齢を引き上げるべく法律を改正するという積極的な動きがいくつかの州でみられた。合衆国最高裁判所は、2月に、犯行時に少年であった者の処刑を合憲と判決することを認めた。これは1988年の春に言い渡されるものとおもわれる。

死刑を数多く執行し、また、死刑を復活しようとしているアメリカ合衆国の現状は、1948年12月10日の第3回国連総会で、人権尊重における「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として宣言された「世界人権宣言」、およびそれを名実ともに充実したものとした「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」、「市民的および政治的権利に関する国際規約」および「市民的および政治的権利に関する国際規約についての選択議定書」、さらに、1989年12月15日、第44回国連総会で採択され、1991年7月11日に発効した「市民的および政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書」（いわゆる、国連・死刑廃止条約）<sup>(2)</sup>の趣旨に逆行するものである。

以下において、主としてアムネスティ・インターナショナルが『アメリカ合衆国 死刑』公刊後に発表した資料等によって、国際人権に関する文書でくりかえし述べられている生命権と、残虐、非人道的もしくは屈辱的な取り扱いないしは刑罰を受けることのない権利が、アメリカ合衆国において否定され、人権の侵害という結果を引きおこしている実情を概観する。

- (1) Amnesty International, *United States : The Death Penalty*, London, 1987. なお、本書の抄訳はアムネスティ・インターナショナル編（辻本義男・辻本衣佐訳）『アメリカの死刑 アムネスティ・インターナショナル報告書』（アムネスティ・インターナショナル日本支部 1987年）。以下、本文においては「報告書」として引用する。
- (2) 国連・死刑廃止条約の成立の経緯については、辻本義男訳「『死刑廃止にむけての市民的および政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書』に関する報告書」中央学院大学法学論叢4巻1号（1990年）、辻本義男「『死刑廃止にむけての市民的および政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書』の成立とその意義」中央学院大学総合科学研究所「紀要」7巻2号（1990年）参照。

## 2 法律、立法の動向およびその他の州における進展

死刑を定義する法律は州によって異なるが、36州全部にわたって、法律

に死刑を規定するという点で類似性が見られる。大部分の州では、加重事由のある殺人に対して死刑を科している。死刑は通常、強盗、誘拐あるいは強姦のような凶悪な犯罪を行った際に犯された殺人に科せられる。これらはアメリカにおいては「重殺人罪」(felony-murder) とされる。

死刑に関する合衆国最高裁判所の判決は、死刑法をもつすべての州の法律に影響を与える。それぞれの州の制定法は、合衆国最高裁判所が、死刑問題に関し現在進行中の判決のなかで定めた憲法に合致したガイドラインの枠内で、死刑相当犯罪を定義する規定を備えている。1986年／1987年開廷期に、合衆国最高裁判所はいくつかの重大な死刑事件に対して判決を下した。その中でもっとも重要なものはいうまでもなく、全国の幾百の囚人に影響を与えた *McClesky v. Kemp* 事件である。

1986年／1987年開廷期は、死刑問題に関して合衆国最高裁判所の意見が厳密に分かれたことを認めた。Lewis Powell 裁判官は「稳健なりベラル」派の Brennan、Marshall、Blackmun および Stevens 裁判官と、「保守」派の Rehnquist 長官、White、O'Connor、Scalia 裁判官の間にあって重要な票を投じたので、いくつかの判決が 4 対 5 に分かれた。「リベラル」派の裁判官は、この開廷期の間にはほとんどすべての主要な事件の再審理を行うことに成功し、死刑を含む 2 つの事件——Booth および Shuman 事件で勝利をおさめた。

Lewis Powell 裁判官は 15 年間その職にあったが、1987 年 6 月末に退官した。そして 1987 年末現在、いまだに後任が決まっていない。レーガン大統領の最初の指名者であった、連邦の控訴裁判所の保守的な裁判官であった Robert H. Bork は、上院の司法委員会と上院の推薦を得ることができなかった。2 番目の指名者 Douglas Ginsburg は、過去にマリハナを吸引したことを見て指名を辞退した。11 月 11 日、レーガン大統領は、3 番目の指名者は、カリifornia の連邦控訴裁判所の裁判官である Anthony Kennedy になると発表した。承認のための聴聞会は、おそらく 1988 年初に終わるであろうといわれている。

## 2・1 1987年における合衆国最高裁判所の判決

### (1) Tison v. Arizona 事件（アリゾナ州）

1987年4月21日、合衆国最高裁判所は5対4で、死刑は、犯行を犯さずまた殺人の謀議に加わっていないが、当該の犯罪で重要な役割を演じ「人命に対する冷酷さ」を示した殺人事件の共犯者に科すことができると判決した。少数意見はこの判決は誤っており「全く混乱した」ものであるとし、このような事件においては、死刑はその犯された犯罪に対しては適切でなく、残酷かつ異常な刑罰を禁止する合衆国憲法第8修正に反するものであるとした。かっては、死刑は殺害あるいは殺害の意図をもった重殺人事件の共犯者に限定されていたが、Sandra Day O'Connor裁判官が執筆した多数意見は、死刑を科すための新しい、広範囲な基準を定めた。

### (2) McCleskey v. Kemp 事件（ジョージア州）

1987年4月22日、合衆国最高裁判所は5対4で、白人を殺害した者は黒人を殺害した者よりもはるかに死刑を宣告される傾向があるという証拠があるにもかかわらず、ジョージア州における死刑法の適用は合憲であると判決した。最高裁判所は、人種に死刑判決の要因となるリスクが存在することは認めたが、上訴人はその事件において「政策決定者」による意図的な差別があったことを証明できなかったとした。この判決は、アメリカ合衆国における死刑の適用に対する最後の主要な異議申立の1つを奪ってしまった。

武装強盗の際に白人の警官を殺害して、1978年にジョージア州で有罪を宣告された黒人の被告人 Warren McCleskey に対する死刑を、合衆国最高裁判所の判決は支持したのである。McCleskey は、ジョージア州の死刑法の差別的な適用は「残酷かつ異常な」刑罰を禁じた合衆国憲法第8修正と、法の下の平等な保護を受ける権利を保障した修正第14に反すると主張した。彼の主張は、アイオア州立大学の David Baldus 教授による詳細な統計的研究の結果によって支持された。この研究は、1973年から1979年にかけ

てジョージア州の2,000以上の殺人事件における死刑についての人種の影響を分析したものであった。この研究は、全体として、ジョージア州で白人を殺害して有罪を宣告された被告人は、黒人を殺害して有罪を宣告された者よりも11倍以上も死刑を宣告されやすいとした——黒人がこの州では殺人の被害者の60パーセント以上を占めているとしても。人種による重大な不平等は、この研究が230以上の人種に関係のない要因を説明した後でさえ、白人を殺害した者は、同程度の加重事由のある事件の他の被告人よりも4倍以上も死刑を宣告されやすいと主張した。この研究は、白人を殺害したとして起訴された黒人は、他の罪を犯した犯罪者よりも、死刑を適用されやすいとした。たとえば、検察官は、黒人が被告人で白人が被害者の事件の70パーセントにつき死刑を求刑するが、白人の被告人で白人の被害者の場合には32パーセント、白人の被告人で黒人の被害者の場合には19パーセントしか死刑を求刑しないことも見いだしたのである。

合衆国最高裁判所は、McCleskey は彼の事件に対して政策決定者が差別的な目的で行為したことが証明できなかったとして、差別されたという McCleskey の主張を退けた。最高裁判所は、「判決にみられる明らかな不平等は、われわれの刑事司法手続きの不可避な部分である」ことは認めたが、Baldus の研究で明らかにされた人種的不平等は、ジョージア州の死刑制度が「不合理」で「恣意的」に行われ、合衆国憲法第 8 修正に反していることを充分に示してはいないとした。最高裁判所は、McCleskey の主張は、統計的な研究を考察し、評価する資格を充分に備えている立法府に提出すべきであるとした。

三つに分かれた意見の中で、反対意見の 4 人の裁判官は Baldus の研究で得られた証拠は、ジョージア州の死刑法の適用に人種的な偏見による差別があり、それは明らかに憲法に反するものであることを示しているとした。Brennan 裁判官は、このリスクは「いかなる基準によっても容認できないもの」であるとした。これらの裁判官は、多数意見は、死刑はすべて他のあらゆる刑罰と「質的に異なったもの」であり、それ故にその適用に

関しては、「とくに高い程度」の精密な吟味と合理性を要求するとした合衆国最高裁判所の先例に反するものであるとした（なお、24頁以下参照）。

#### (3) Booth v. Maryland 事件（メリーランド州）

1987年6月15日、合衆国最高裁判所は5対4で、陪審は死刑の評議の際に被害者の家族に与えた殺人の影響を考慮する必要はないとの判断した。多数意見を執筆した Powell 裁判官は、遺族に対する犯罪の影響のような証拠は、死刑の決定には不適切であり、「陪審が恣意的かつ気まぐれに死刑を科すことができる」という、憲法に照らして認めがたいリスクをつくることになる」とし、被害者の遺族の陳述を認めることは「陪審を刺激する以外のなにものでもない」と述べた。

#### (4) Sumner v. Shuman 事件（ネバダ州）

1987年6月22日、合衆国最高裁判所は、仮出獄の可能性のない終身刑に服役している際に殺人を犯した囚人に絶対的死刑を科すことは憲法に反すると判断した。6対3で最高裁判所は、絶対的死刑は残酷かつ異常な刑罰であり、憲法による法の適正な保護を侵害するものであるとした。多数意見を執筆した Harry Blackmun 裁判官は、「残酷かつ異常な」刑罰を禁止する合衆国憲法第8修正は、死刑を宣告される可能性に直面しているすべての被告人に「より軽い刑を正当なものとすることができる適切な軽減事由を提出する」権利を保障しているものであると述べた。

しかし、この判決が死刑囚に与える影響は限られている。というのは、絶対的死刑法により刑を宣告されていたのは1,977人の中の3人——アラバマ州の2人と、ネバダ州の1人(Raymond Shuman)だけであったからである。現在、殺人を犯して終身刑に服している囚人に絶対的死刑を定めている州は存在しない。Shumanは、ネバダ州の1973年絶対的死刑法——1977年に廃止された——により刑を宣告されていたのである。

#### (5) Thompson v. Oklahoma 事件（オクラホマ州）

1987年2月23日、合衆国最高裁判所は、少年囚に死刑を科すことが、残酷かつ異常な刑罰を禁じた合衆国憲法に反するかどうかに関し、はじめて

判決をくだすことを明らかにした。殺人と誘拐で起訴され、1984年にオクラホマ州で他の3人と共に有罪を宣告された William Wayne Thompson の事件に対し、1988年の上半期に判決が下されるものと予想されている。彼らが有罪とされた犯罪は、1983年に犯されたもので、そのとき William Wayne Thompson は15歳であった。彼の27歳の兄を含む3人の共同被告人も死刑を宣告された。この最高裁判所の判決は、アメリカ合衆国に現在いる約30人の少年死刑囚に影響を与えるであろうといわれている。

#### (6) Franklin v. Lynaugh 事件（テキサス州）

1987年10月13日、合衆国最高裁判所は、テキサス州法によって軽減事由の証拠の意味について陪審に説示しなければならないかどうかに関するルールを認めた。テキサス州の死刑法は他の州の死刑法と異なり、陪審は3つの質問に答えるよう求められていた。そしてその質問に対し肯定的に答えると、自動的に死刑という結果になった。大部分の州は、死刑か終身刑を決定する前に、陪審に加重事由と軽減事由を考慮するように求めるが、テキサス州の制度では、陪審は、被告人は社会に常に脅威を与える可能性があるかどうかに答えなくてはならない。したがって、陪審は仮定的な将来の可能性を推測するように求められるのである。この事件は最高裁判所に係属中であるが、その判決までテキサス州では多くの処刑の猶予が認められるであろうと予想されている。

### 2・2 連邦における死刑

死刑を規定する連邦法は、その後の合衆国最高裁判所の判決に一致するように改正されていないので、憲法に反していると考えられているが、いまなおその大部分は法令集に残されたままである（報告書158-160頁参照）。現在、Furman v. Georgia 事件（1976年）の合衆国最高裁判所の判決にそって改正された唯一の死刑法は、空賊と統一軍法に規定された犯罪に死刑を科すことを認めた法律のみである。この軍法により殺人で有罪を宣告され死刑を言い渡された囚人が現在2人いる。

連邦量刑委員会は、1987年3月10日の会期に連邦レベルでは死刑適用のガイドラインを定めないことを決定した。1984年に、委員会は連邦犯罪に対する新しい量刑手続を作成した。死刑はもともとその際の議題にもなっていなかったが、レーガン政府はこれを議題に含めるよう要求した。委員会は、議論の多い死刑を議題とすることによって、死刑以外の量刑手続のガイドラインの部分が危うくなるのではないかとして、4対3でその要請を退けた。委員会が死刑に関するガイドラインを含めることを認めていたならば、議会による直接的な立法による介入がなくても連邦法によって死刑を復活させる一つの手段になっていたであろう。

### 2・3 1987年死刑法を改正する州の立法動向

州議会は、通常、年に1ないし2回、30日ないし60日間開催される。死刑に関する多くの法案——死刑の適用範囲を拡大するものと、死刑の廃止を求めるものの双方——がこのときに提案されるが、法律になるものは稀である。以下に述べるのは、1987年1月以降に州段階で成立した死刑に関する立法の主要な進展である。

#### (1) 少年犯罪者

4州が、死刑を科すことができる最低年齢を引き上げたり、あるいは最低年齢の規定を導入したりするためにその法律を改正した。すなわち、

インディアナ州：1987年4月に最低年齢を10歳から16歳に引き上げた。

ケンタッキー州：1987年7月に最低年齢を14歳から16歳に引き上げた。

メリーランド州：最低年齢の定めがなかったので、1987年4月に最低年齢を18歳に定めた。

ノースカロライナ州：1987年7月に最低年齢を14歳から17歳に引き上げた。

#### (2) 死刑適用範囲の拡大傾向

モンタナ州が、死刑裁判で考慮される特別加重事由に関する法案を可決した。1987年3月に通過した法案77は、誘拐の被害者を助け、あるいは助

けようとした者の殺害を、死刑裁判における特別加重事由とした。この法案は、モンタナ州の最近の殺人事件に対処するために実現したものである。

### (3) 死刑の復活あるいは改正に失敗した例

3州で死刑の復活あるいは死刑法の改正が企てられたが、成立しなかった。

イリノイ州：1987年7月、法案1567が上下両院を通過した。しかし、10月上旬に、知事がこの法案に拒否権を行使したので、法律にならなかった。この法案は、死刑法に「・・・不法に人命を奪うためにあらかじめもくろまれた計画による冷酷かつ計画的な謀殺、および結果として人の死を当然に招くことを予期して行った被告人の行為」を加重事由としようとしたものであった。この法案は、ほとんどすべての第一級謀殺を死刑裁判にもちこもうとするものであり（現在、イリノイ州では制限された範囲の犯罪に限定されている）、イリノイ州における死刑の適用範囲をかなり拡大するものであった。

カンザス州：1987年4月3日、死刑復活法案が22対18で上院で否決された。

バーモント州：1987年2月13日、死刑復活法案が21対8で上院で否決された。バーモント州の死刑法——現在なお法令集に登載されているが——は、Furman判決（1972年）前のものであり、明らかに憲法に反するものである（報告書13頁参照）。

## 2・4 他の州における進展

### (1) 上訴手続の促進

フロリダ州で、Martinez知事は、死刑執行令状に署名する手続を改正すると発表した。1987年9月1日までに、多くの死刑執行令状に署名が行われることになるであろう。フロリダ州最高裁判所の判決に対し、合衆国最高裁判所に行った囚人の上訴が退けられたり（第一回目の上訴が終了すれば）、あるいは合衆国最高裁判所に上訴されることなく、知事による特赦が

拒否されたりした場合、即座に死刑執行令状が発布されることになる。死刑執行令状に対する最初の署名後60日以内に、処刑が行われることになった。その後に発布される処刑執行令状は、署名後20日以内に処刑の週を設定する。裁判所が死刑判決を支持した上訴の各段階の終結の際には、それぞれの死刑執行令状に即座に署名が行われる。

1987年8月13日に行われた新聞発表によるこの手続の変更に関する解説で、Martinez知事は、被告側弁護人は上訴によって、死刑執行の引き延ばしをはかって「州と裁判所に対する妨害戦術」を行い、「裁判制度を死刑訴訟が乱用している」と批判した。知事は、裁判官が上訴記録を読み、上訴について判断をくだす間、処刑の猶予を獲得しようとして、処刑が行われる直前の週に手続をする弁護士をも批判して、「明らかに相当でないことを知りながら手続を乱用」することは、「法律に何らの新しい争点」を提示することにならないと主張した。Martinez知事は、新しい手続は死刑囚の弁護人に圧力を加えることになるかもしれないが、再審理の各段階における不当な引き延ばしなしに審理が裁判所によって進められることになるであろうとした。そして知事は、結論として「私はこの改革が手続を蘇生させ、正常な軌道に乗ることになるであろうと確信している。これは、最近における死刑裁判の終わりのないようにみえる訴訟によって失われていた、刑事司法制度に対する一般市民の信頼を取り戻すにちがいない」と述べた。

ジョージア州で、死刑執行令状が処刑予定日の10日前に発布された。フロリダ州におけると同様に、死刑執行令状には処刑が行われる週を指定される。ジョージア州の囚人で、死刑執行令状が発布後数日たっても、その処刑が切迫していることを知らされなかつた者もいる。このため弁護人を依頼し、処刑の猶予の請願を書いたり提出する余裕がほとんどないことがある。

## (2) 減刑

事件によっては減刑のための強力な事由(精神障害、精神病、公正な裁判に対する疑惑など)が提出されているように思われるが、行政府による減刑は、

死刑裁判の場合依然として稀にしか認められていない（報告書101-106頁参照）。

ジョージア州の被告人、Billy Mitchell の最後の上訴を支援した有色人種地位向上全国協会（National Association for the Advancement of Colored People : NAACP）の法援助基金は、Mitchell の処刑予定日の前日に記者会見を開き、Mitchell こそ最初に減刑される者であると説明した。Mitchell は、両親の離婚によって一時期鬱状態にあったときに犯した強盗で服役していた際に、繰り返し同性愛を強要された結果の外傷後ストレス性障害（post-traumatic stress disorder : PTSD）であることが認められていた。その結果、Mitchell は（PTSD が戦争中に経験した情緒的な外傷と、さらに他の強度の抑圧状態と結びつき）ひどい鬱状態にあった。しかし、強盗の際の食料店の店員を殺害した事件の公判では、彼の弁護人は、Mitchell の経歴や病歴に関する証言も証拠も提出しなかった。

Mitchell の最後の上訴を支援した法援助基金は、恩赦・仮釈放審査委員会にあてた書簡で、「率直に言って、Mitchell はジョージア州には処刑に代わる減刑が存在しないと強く確信している」として、通常、このような事件で行われるような減刑に関する審理を求めようとしているのではないことを明らかにした。ジョージア州の恩赦・仮釈放審査委員会は、近年、委員会が再審理したいずれの事件でも減刑を認めたことがなかった。Mitchell は、1987年 9月 1日に処刑された（Mitchel の詳細については52頁参照）。

ユタ州で Bangerter 知事が、8月28日に予定されている Pierre Selby の処刑について行った記者会見で、恩赦・仮釈放審査委員会が処刑の阻止のために介入するようなことがあれば「非常に遺憾なことである」と述べたと報じられた。ユタ州では、知事が任命した仮釈放審査委員会に、減刑を行うか否かに関する絶対的な裁量権が与えられている。8月上旬、アムネスティ・インターナショナルは仮釈放審査委員会の委員長に書簡を送り、知事から独立して職務を執行するべく任命されたとはいえ、知事から圧力がかけられるのではないかということに関心をもっていることを伝えた。

しかし、減刑は認められず、Pierre Selby は予定通り処刑された。

1986年11月26日、ニューメキシコ州の Toney Anaya 知事は、辞職前のお別れのジェスチュアとして、州内の5人の死刑囚全員を減刑し終身刑に軽減した。ニューメキシコ州の法律によれば、仮釈放の可能性もある。感謝祭の演説で、Anaya 知事は「死刑は、非人道的であり、道徳に反し、神に逆らい、かつ文明社会に相容れないものであるが故に」廃止すべきであると訴えた。彼は、アメリカ合衆国は「背筋の凍るような、国をあげての死の行進を止めるべきである」と力説した。

1986年末の辞任前に、メリーランド州の Harry Hughes 知事は Doris Ann Foster の死刑を終身刑に減刑した。Hughes 知事は「実際、誰が致命的な行為を行ったかについて、消し難い疑問がある」と述べた。知事の死刑の減刑の決定に対して、Foster の2つの公判に関与した者から批判が加えられた。事実審裁判官は「彼はいくじなしだ。Harry はいくじなしとか思えない。・・・彼の愚かな決定は、法と秩序を堕落させたと考える」と述べたと報じられた。しかし、Hughes 知事の行為は多くの支持を得て、その減刑に激励の電話や手紙が寄せられた。

### 3 少年と死刑

アメリカ合衆国の少年死刑囚（犯行時18歳未満の者）の処刑に対し国際的な非難がよせられている。合衆国は1979年以降少年犯罪者を処刑したことが知られている5か国の1つであり、アムネスティ・インターナショナルの調査によれば、80以上の国で、法律に基づいて処刑された者は11,000人以上いるが、その中で少年は8人に過ぎず、その8人のなかで3人（1985年9月11日にテキサス州で Charles Rumbaugh が、1986年1月10日にサウスカロライナ州で James Terry Roach が、1986年5月15日にテキサス州で Jay Pinkerton が）の処刑がアメリカ合衆国で行われたのである。この期間に少年を処刑したとされる国は、パキスタン（2人）、バングラデシュ、バルバドスおよびルワンダ（各1人）である。イランで少年が処刑されたとの未確認の報

告もある。

1987年2月23日、合衆国最高裁判所は、少年の処刑は残虐かつ異常な刑罰を禁じる憲法に反するかどうかについて初めて判決を下すであろうと発表した。最高裁判所は、さきに、James Terry Roach と Jay Pinkerton に死刑を宣告したサウスカロライナ州とテキサス州の制定法を再審理することを拒んだが、15歳の時に犯した犯罪によりオクラホマ州の死刑法により死刑を宣告された、William Wayne Thompson に対する再審理を認めた。

William Wayne Thompson は、1983年1月に、彼の兄と他の2人ととともに、義兄の Charles Keene を誘拐し、殴打し、殺害したなどで、1984年に有罪を宣告され、4人全員に死刑が言い渡された。合衆国最高裁判所は、犯行時15歳であった者に死刑を科すことが、「残酷かつ異常な刑罰」を禁じた合衆国憲法第8修正に反するかを判断することに同意した。1987年11月9日に、最高裁判所は口頭弁論を開いた。判決は、1988年上半期に下されるものと予想されている。

アムネスティ・インターナショナルは、合衆国最高裁判所への Thompson の申し立てを支持して、アミカス・キュリイ (amicus curiae——裁判所の友；裁判所に係属する事件について、裁判所に情報または意見を提出する第三者) の文書を提出した。この文書は、少年犯罪者の処刑に関する国際的な法的基準の発展を引用し、ひろく批准されている多数国間条約を含む国際的な文書と、犯行時18歳未満の者の処刑に対し国際的な禁止が存在することを示した諸国の実情を記述したものである。

1987年に、少年犯罪者の処刑と少年死刑囚の問題は、いくつかの州の議会や合衆国政府の関心を引いた。アメリカ合衆国は、少年の時に犯した犯罪で Roach と Thompson を処刑することにしたサウスカロライナ州とテキサス州を合衆国レベルで阻止し得なかったことで攻撃にさらされた。米州人権委員会 (Inter-American Commission on Human Rights) は1987年3月に、このよう合衆国の行為は「人の権利及び義務に関する米州宣言」

(American Declaration of the Rights and Duties of Man) に反するものであるとした。

委員会は、アメリカ合衆国は2つの処刑を認めることによって、米州宣言の第1条（生命権）および第2条（法の下の平等）に違反したとした。この違反は、アメリカ合衆国の実情が「偶発的な要素」を維持していることに由来するとし、各州の法律の「継ぎはぎ構成」が、犯罪の発生した地域によってこのような重大な刑罰を科す結果となり、一方で、恣意的な手続で悪化している成人の裁判所に未成年者を移送する広範囲な裁量を少年裁判所に与えることとなつたと委員会は結論した。

委員会は、合衆国政府は州の判決に介入する憲法上の権利を有していないとするアメリカ合衆国の反論を無条件で退け、「この最も基本的な権利——生命権——に関し合衆国政府が州を封じ込めることができないことは、人の権利及び義務に関する米州宣言第1条および第2条に反し、生命と法の下の平等を恣意的に剥奪することになり、合衆国全土の法律が恣意的なものとなる結果となる」と断定した。

この決定は、「少年（年齢の定義は与えられていない）の処刑」を禁止するジャス・コウゲンス（jus cogens；なんらの逸脱もなしえない国際慣習法の確立したルール）の規範を明確にした。そして、さらに委員会は、死刑適用の最低年齢を18歳とする「明確な」規範があることを宣言した。犯行時18歳未満の者に死刑を科すことは、現実に行われている基準を支持する国際慣習法の違反であり、近年においては、死刑を存置している諸国においても18歳未満の者に死刑を適用することは稀である。

### 3・1 死刑適用の最低年齢

死刑法の存在する36州のうち25州が、18歳未満の者に死刑を科すことを認めたり、18歳未満の年齢を定めたり、死刑適用の最低年齢を定めていなかつたりしている。これらの州は、以下のとおりである。

アラバマ、アリゾナ、アーカンソー、デラウェア、フロリダ、ジョージア、

アイダホ、インディアナ、ケンタッキー、ルイジアナ、ミシシッピー、ミズリー、モンタナ、ネバダ、ニューハンプシャー、ノースカロライナ、オクラホマ、ペンシルバニア、サウスカロライナ、サウスダコタ、テキサス、ユタ、バージニア、ワシントン、ワイオミングの各州

上記の州のうち15州は、州の死刑法あるいは少年が成人の刑事裁判所で審理されうることを定めた法律によって、18歳以下の最低年齢を定めている。これらの州で、死刑が適用される最低年齢は12歳から17歳である。

死刑相当犯罪を含む一定の犯罪によって、成人の刑事裁判所で審理されうる犯罪者の最低年齢は、以下の通りである。

- 12歳 モンタナ州
- 13歳 ミシシッピー州
- 14歳 アラバマ州、ミズリー州、ユタ州
- 15歳 アーカンソー州、ルイジアナ州、バージニア州

死刑法で定められている最低年齢は、以下の通りである。

- 16歳 インディアナ州\*、ケンタッキー州\*、ネバダ州
- 17歳 ジョージア州、ニューハンプシャー州、ノースカロライナ州\*、テキサス州

以下の10州は、年齢を定めていない。

アリゾナ、デラウェア、フロリダ、アイダホ、オクラホマ、ペンシルバニア、サウスカロライナ、サウスダコタ、ワシントン、ワイオミングの各州

以下の11州の最低年齢は18歳である

カリフォルニア、コロラド、コネティカット、イリノイ、メリーランド\*、ネブラスカ、ニュージャージー、ニューメキシコ、オハイオ、オレゴン、テンシーの各州

最近、以下の4州が、法律によって最低年齢を改正した(\*印を付した州)

インディアナ州：1987年4月、10歳から16歳に引き上げた

ケンタッキー州：1987年7月1日、14歳から16歳に引き上げた

メリーランド州：最低年齢の規定がなかったが、1987年4月に最低年齢を18歳に規定

ノースカロライナ州：1987年4月、10歳から16歳に引き上げた

合衆国の多くの州の未成年者の処刑を認める法律は、いかなる場合においても、犯行時18歳未満の者に死刑を科すことの排除を規定した、市民的および政治的権利に関する国際人権規約および米州人権条約が宣言し、承認された国際基準に直接に抵触するものである。アメリカ合衆国は、1977年に両者に署名はしたが、いまだに批准はしていない。類似の未成年者の処刑の禁止は、国連経済社会理事会決議1984/50「死刑に直面している者の権利の保護の保障に関する決議」にも含まれている。

上記の死刑法の改正は遡及効を有せず、これらの州ですでに死刑を宣告された者にも適用されないが、これは国際基準に反するもので、市民的および政治的権利に関する国際人権規約第15条第1項は「・・・犯罪が行われた後により軽い刑罰を科する規定が法律に設けられる場合には、罪を犯した者は、その利益を受ける」と定めている。

米州人権条約第9条、および死刑に関する国連経済社会理事会決議1984/50第2項にも、類似の規定がある。

### 3・2 合衆国における少年死刑囚

1987年11月30日現在、少年時に犯した犯罪で死刑を宣告された者が、男性28人、女性2人いる。この30人は、全国の全死刑囚の1.5パーセントを占めるにすぎない。クリーブランド州立大学のVictor Streib教授によれば、この総数30人というのは、すくなくとも1981年以降18歳未満で犯した犯罪による死刑囚の数としては最少の記録であるということである。

Streib教授は、少年に死刑を宣告する割合は非常に少なくなったとしている。最近の年間の少年に対する死刑の宣告数は、1982年——11人、1983年——9人、1984年——6人、1985年——4人、1986年——7人、1987年現在2人である。これらの年の成人に対する死刑宣告数は、年平均280人である。したがって、年間の少年に対する死刑の宣告数は、成人に対する死刑の宣告数の1ないし2パーセントにあたることになる。

以下のリストはStreib教授が作成したものである。

州／氏名／人種 犯行時の年齢 生年月日 犯行年月日  
 (W:白人 B:黒人)

---

## アラバマ州

Timothy DAVIS, W	17歳	1961年 3月18日	1978年 7月20日
------------------	-----	-------------	-------------

Lynn FREDERICK, B	16	—	1981・2・5
-------------------	----	---	----------

## フロリダ州

James MORGAN, W	16	1960・11・28	1976・6・6
-----------------	----	------------	----------

Cleo LECROY, W	17	—	1981・1・4
----------------	----	---	----------

Jesse James LIVINGSTON, B	17	1967・6・20	1985・2
---------------------------	----	-----------	--------

William LAMB, W	17	—	1986・1・20
-----------------	----	---	-----------

## ジョージア州

Jose HIGH, B	16	1959・8・16	1976・7・26
--------------	----	-----------	-----------

Christopher BURGER, W	17	1960・1・30	1977・9・4
-----------------------	----	-----------	----------

Janice BUTTRUM, W	17	1963・1・17	1980・9・3
-------------------	----	-----------	----------

Alexander WILLIAMS, B	17	—	1986・3・4
-----------------------	----	---	----------

## インディアナ州

Keith PATTON, B	17	—	1983・10・22
-----------------	----	---	------------

Paula COOPER, B	15	1969・8・25	1985・5・14
-----------------	----	-----------	-----------

## ケンタッキー州

Kevin STANFORD, B	17	1963・8・23	1981・1・7
-------------------	----	-----------	----------

## ルイジアナ州

Dalton PREJEAN, B	17	1959・12・9	1977・7・2
-------------------	----	-----------	----------

Troy DUGAR, W	15	1971・5・1	1986・10・26
---------------	----	----------	------------

## メリーランド州

Lawrence JOHNSON, B	17	—	1979・1・9
---------------------	----	---	----------

James TRIMBLE, W	17	1963・11・5	1981・7・3
------------------	----	-----------	----------

## ミシシッピー州

Larry JONES, B	17	—	1974・12・2
----------------	----	---	-----------

George TOKMAN, W	17	1963・2・19	1980・8・24
------------------	----	-----------	-----------

## ミズーリー州

Frederick LASHLEY, B	17	1964・3・10	1983・4・9
----------------------	----	-----------	----------

Heath WILKINS, W	16	—	1985・7・27
------------------	----	---	-----------

## ニュージャージー州

Marko BEY, B	17	1965・4・11	1983・4・1
ノースカロライナ州			
Leon BROWN, B	15	1967・12・24	1983・9・21
オクラホマ州			
William Wayne THOMPSON, W	15	1967・3・4	1983・1・23
Sean SELLERS, W	16	1969・5・18	1985・9・8／ 1986・3・5

## ペンシルバニア州

Kevin HUGHES, B	16	1962・3・5	1979・3・1
テキサス州			

Joseph J CANNON, W	17	1960・1・13	1977・9・30
Gary GRAHAM, B	17	1963・9・5	1981・5・13
Robert A CARTER, B	17	1964・2・10	1981・6・24
Johnny F GARRETT, W	17	1963・12・24	1981・10・31

以下の少年は、死刑を宣告されたが 上訴によりその刑が破棄された者である。

氏名	犯行時の年齢	州	破棄された年
AULISIO, Joseph, W	15歳	ペンシルバニア州	1987年
BARROW, Lee Roy, W	17	テキサス	1985
CANNADAY, Attina, W	16	ミシシッピー	1984
COMEAUX, Adam, B	17	ルイジアナ	1987
HARRIS, Curtis Pau, W	17	テキサス	1986
HARVEY, Frederick, B	17	ネバダ	1984
JACKSON, Carnel, B	16	アラバマ	1987
LEGARE, Andrew, W	17	ジョージア	1983, 1986
MAGILL, Paul, W	17	フロリダ	1987
MHOON, James, B	16	ミシシッピー	1985
STOKES, Freddie, B	17	ノースカロライナ	1982, 1987
THOMPSON, Jay, W	17	インディアナ	1986

WARD, Ronald, B	15	アーカンソー	1987
WILLIAMS, Raymond, B	17	ペンシルバニア	1987

#### 4 人種差別

過去15年間にわたって判決を広く調査した研究は、人種的考慮は、意識するとしないとを問わず、すべての州の裁判所における生と死の決定に浸透しているとした。人種差別は死刑事件でたえず暴露されてきている問題である。

黒人は合衆国の総人口の約12パーセントを占めているに過ぎないにもかかわらず、1987年11月1日現在、合衆国の死刑囚の41.17パーセントにあたる814人が黒人である。人口構成によれば黒人は少数民族であるにもかかわらず、黒人の死刑囚の数が白人の死刑囚の数を越えている州もいくつかある。しかし、犯罪者の人種に関する統計のみが偏見を示している訳ではなく、殺人による全逮捕者の約50パーセントが黒人であることも記憶に留めておかなければならない。

以下の州別の死刑囚の数は、1987年11月1日現在のものである。

アラバマ州：州人口に占める黒人の割合は26パーセントであるにもかかわらず、88人の死刑囚のうち55人は黒人である。1976年から1986年までの期間、アラバマ州で死刑を宣告された者の被害者的人種に関する法防衛基金の統計では、黒人を殺害した白人加害者で死刑を宣告された者は3人に過ぎないのに反し、白人を殺害した黒人加害者で死刑を宣告された者は53人であった。アラバマ州は人種差別の長い歴史を有している。1927年から1965年までに、この州で127人の黒人と26人の白人が処刑された。この不均衡は、黒人と白人による関連犯罪の発生に均衡していない。

イリノイ州：111人の死刑囚のうち66人が黒人である（高い割合を示しているシカゴを除き、黒人は州人口の約15パーセントにすぎない）。イリノイ州の死刑囚の約70パーセントは黒人かヒスパニックであるが、全国の死刑囚のなかで少数民族の者が最高の割合を占めている州である。イリノイ州の102

の郡の中で、28郡が過去20年間以上にもわたって死刑を言い渡している。シカゴのあるクック郡 (Cook County) のみで、1987年7月31日現在、イリノイ州で死刑を言い渡された148人のうちの80人（60人の黒人被告人と15人の白人被告人と5人のヒスパニックの被告人に）に死刑を宣告した。

ルイジアナ州：46人の死刑囚のうち25人が黒人である（州全人口に占める黒人の割合は約30パーセントである）。ルイジアナ州の死刑囚の大多数は白人を殺害して有罪となった者である。法防衛基金が作成した統計によれば、1986年現在、現行の死刑法によって、黒人を殺害した白人加害者が死刑を宣告された例はない。

メリーランド州：黒人は州人口の4分の1以下であるにもかかわらず、20人の死刑囚のうち15人が黒人である。

ミシシッピー州：43人の死刑囚のうち23人が黒人である（州全人口に占める黒人の割合は36パーセントである）。1955年から1987年の間に、34人がガス処刑された。8人の白人と14人の黒人が殺人で、強姦で9人の黒人が、武装強盗で1人が処刑された。

ニュージャージー州：州の総人口に占める黒人の割合は15パーセント以下であるにもかかわらず、28人の死刑囚のうち15人が黒人である。

ノースカロライナ州：76人の死刑囚のうち42人が黒人である（州全人口に占める黒人の割合は23パーセントである）。法防衛基金が作成した統計によれば、1976年から1986年の間に、黒人を殺害した白人加害者で死刑を宣告された者は3人に過ぎないのに反し、白人を殺害した黒人加害者で死刑を宣告された者は24人であった。Samuel GrossとRobert Mauroの研究によれば、1977年から1980年までにノースカロライナ州で白人を殺害した者は、黒人を殺害した者の6倍の高い率で死刑を宣告されている。ノースカロライナ州には人種差別の歴史がある。1901年から1961年までに、この州で、286人の黒人と76人の白人が処刑されている。黒人と白人による犯罪の発生の違いからみても、大きな不均衡さがみられる。

オハイオ州：州の総人口に占める黒人の割合は10パーセントであるにも

かかわらず、77人の死刑囚のうち40人が黒人である。

ペンシルバニア州：州の総人口に占める黒人と少数民族の割合は10パーセントであるにもかかわらず、87人の死刑囚のうち49人が黒人である。

サウスカロライナ州：州人口に占める黒人の割合は30パーセントであるにもかかわらず、44人の死刑囚のうち21人が黒人である。サウスカロライナ州は、死刑の適用において人種差別の歴史を有している。1912年から1962年までに、194人の黒人と47人の白人がこの州で処刑された。黒人と白人による犯罪の発生の違いからみても大きな不均衡さがみられる。1977年から1979年11月までに死刑を求刑された事件を調査したJoseph JacobyとR. Paternosterの研究によれば、白人を殺害した者は黒人を殺害したものよりも3倍の高い確率で死刑を求刑されたことが明らかになった。

バージニア州：33人の死刑囚のうち17人（50パーセント以上）が黒人である（州全人口に占める黒人の割合は19パーセントである）。バージニア州は、死刑の適用において人種差別の歴史を有している。1908年から1962年の間に、205人の黒人と33人の白人が処刑された。黒人と白人による関連犯罪の発生の違いからみて大きな不均衡さがみられる。たとえば、ある研究によれば、この期間にバージニア州で強姦罪で拘禁された者の55パーセントのみが黒人であるにもかかわらず、強姦で処刑されたのは黒人だけであった。

死刑が適用される事件で、被害者の人種を検証すると人種差別が明確になる。たとえば、イリノイ州では1987年7月31日現在、白人を殺害した黒人死刑囚は34人いるにもかかわらず、黒人を殺害して死刑を言い渡された白人の被告人は2人に過ぎない。

1977年以降、アメリカ合衆国で53人の白人と、36人の黒人と、4人のヒスパニックが処刑された（総数93人）。上の処刑された者が犯した犯罪の被害者的人種別内訳は、白人81人、黒人9人、ヒスパニック3人、そしてアジア系が1人であった。

#### （1）McCleskey判決に関するコメント

1987年4月のMcCleskey v. Kemp事件の判決において、合衆国最高裁判

所は、ジョージア州の囚人に宣告した死刑を支持した（7頁以下参照）。

合衆国最高裁判所はアイオア大学の David Baldus 教授が行った詳細な実証研究——ジョージア州の死刑における実質的な差別は、殺人事件の被害者と加害者の人種によっているとする——を検証した。しかし最高裁判所は、上告人 McClesky は彼自身の事件において決定権を有する者が故意に差別を行ったことを証明できなかったとした。最高裁判所は、人種差別はジョージア州の制定法が憲法に反しているとするには「充分でない」とした。

合衆国最高裁判所は、人種は死刑の判決において一つの要因となるであろうリスクを認めたが、ジョージア州の制定法はそのリスクを「最少限」のものにすることを保障するようになっているとした。最高裁判所は、Baldus の研究が明らかにした人種的な矛盾は、初期の死刑法でみられた「大きな制度的欠陥」には達していないとした。

これは国際的にも、そして最高裁判所の、死刑は極刑であり取り返すことができない刑罰であるので、その適用において公平と信頼性の最高度の基準を要求するものであるとした先の判例にも反することである。

しかし、合衆国最高裁判所は、人種は、差別的起訴や求刑の際に——人種差別が最も著しい司法手続きの段階——検察官に不当な影響を与えているという証拠を充分に証明することができなかった。

合衆国最高裁判所が、「刑の言い渡しの際の差別は、刑事司法制度の避けることができない部分であり、有罪と刑を決定する制度は「そのような弱点と誤判の可能性を秘めている」としたことは、死刑を公正に執行できる制度ではないとする主張を認めているようにおもわれる。

合衆国最高裁判所に提出された Baldus の研究結果は、ジョージア州の死刑はその適用において恣意的であり、人種差別を行っており、合衆国憲法と国際準則に反するとするものであった。McClesky 判決は活発な反対意見を付した 9人の裁判官のうちの 4人という少数で成立したものである。

この問題は、州および合衆国レベルで、政府と議会によって完全に調査されるべき問題であると考える。最高裁判所自身、以下のようにその結論において、その見解を表明する際に、同様の趣旨のことを述べている。すなわち、

「特定の犯罪に対して適当な刑罰を決定することは・・・本裁判所の責任ではない。人々の意思に応じ、人々の道徳観に応じるのは」人々から選出された代表者からなる立法府である。「立法府は、自身の地域の状況と裁判所が用いることができない柔軟なアプローチによって統計的諸研究の結果をはかり、評価する資格を充分に有している。・・・法律が合衆国憲法に反せずに適用されているかどうかを・・・事件ごとに決定するのが裁判所の最終的な義務である。われわれの多人種社会において、死刑の有効性を基本的に争うという McClesky の広範囲におよぶ論争にもかかわらず、われわれの前にある問題は、McClesky 事件において、ジョージア州法は適切に適用されているかということのみである」。

## (2) McClesky 判決に対する立法府の反応

McClesky 判決の後、「人種差別的な死刑の言い渡し」を禁じる法案が、アメリカ市民連合 (American Civil Liberties) と全国黒人地位向上協会法防衛基金 (NAACP Legal Defense Fund) のよびかけに応じて、ハーバード大学のロー・スクールの Lawrence Tribe 教授とニューヨーク大学のロー・スクールの Anthony Amsterdam 教授によって別個に起草された。この法案は、1988年春季会期に合衆国議会に討議に付されるために提出されると予想されている。

この法案は、人種差別的な形態で科せられたとおもわれる死刑を法的に無効なものとするものである。合衆国憲法第14修正は、以下のように規定している。

「いかなる州も合衆国市民の特権または免除を制限する法律を制定しまたは執行してはならない。いかなる州も州の適正な過程によらずに、

何人からも生命、自由または財産を奪ってはならない。またその管轄内にある何人に対しても法の平等な保護を拒んではならない。」

本修正の第5節は「連邦議会は、適当な立法によって本条の諸規定を執行する権限を有する」と規定している。

この法案は、被告人の人種あるいは被害者の人種が被告人に対する死刑の宣告に影響を与えることが示されるならば、州は死刑を言い渡し、死刑を執行することを禁じられる。特定の管轄で、ある人種より他の人種の者にしばしば死刑が科せられたことが、あるいは他の人種よりある人種の者に対する犯罪に対して死刑が科せられたことが示されたならば、救済が認められるように立法府に提案している。そしてまた、この法案は、このような主張を行う個人は、検察官、裁判官または陪審によって故意に差別されたことを証明するという実質的に不可能な要求をなされないこととし、人種的な差別が明白かどうかを分析するために、死刑に関する情報を収集する中央機関の設立をこの法案は提案している。そして、得られた情報は、死刑裁判で人種差別の主張を行っている被告人を代理する弁護人が利用できるようにするべきであるとする。また、この法案は、弁護人を依頼することができない者を代理する弁護人の指名も予定している。

この法案が可決されれば、死刑法の適用に大きな影響を与えるであろう。しかし、この法案に対し強力な反対があり、このような機関のための資金やその執行の責任に対して、州当局に大きな圧力をかけるのではないかと考えられる。

### (3) Griffith v. Kentucky 事件

1987年1月13日、合衆国最高裁判所は Griffith v. Kentucky 事件で人種と死刑に関する判決を言い渡した。そして最高裁判所は、先の判決(Batson v. Kentucky)が、上訴して係属しているあいだ死刑を猶予するか、あるいは1986年4月に Batson 判決が宣告された際に確定していなかった事件に適用されると判決した——死刑裁判ではない Batson v. Kentucky 事件で、最高裁判所は7対2で、検察官は、人種だけの理由で、被告人と同じ

人種の者を陪審から排除できないと判決した。最高裁判所は、陪審員候補者に対する検察官の忌避に対する異議の申立ては、それ自身の事件に関する事実に基づいてのみの一応の証明のある事実とし、その証明責任は、陪審員候補者または陪審員の忌避に対する「中立的な説明」を行う州に負わせた。

## 5 無実の者を処刑する危険

最も明確なもの一つで、死刑の適用に関する最も議論の余地のない論争は、無実の者が処刑されるという死刑制度固有の危険である。死刑を支持する者さえ、誤判の可能性を認める。Ernest van den Haag 博士は、「人々を罰したければ、誤判が生じ、無実の者が処刑されることがある」と述べている (New York Times, 1987年11月1日付)。

1987年には、有罪を宣告された囚人の有罪に関して大きな疑問が寄せられた幾つかの事件があった (Edward Earl Johnson 参照)。有罪を宣告されたが、死刑判決が覆され、フロリダの死刑囚監房で13年を過ごした後に釈放された囚人もいる (Brown 参照)。上訴のためのあらゆる手段を使い果たし、近い将来死刑を執行されることになっているフロリダ州の死刑囚についてもいろいろのことことが知られている (Darden 参照)。テキサス州の死刑囚は、状況証拠によって強姦と殺人で有罪を宣告された後、広範囲にわたる関心が寄せられ、再審を行うべきだと勧告されている (Brandley 参照)。

無実の者を処刑する危険は、新しいことではないが、タフツ大学の Hugo Bedau 教授とフロリダ大学の Michael Radelet 教授の研究によって、この危険ははるかに大きいものであることが分かった。2人の調査によれば、今世紀に死刑犯罪で有罪とされた者のなかに349人の無実の者がいたということである。そして1985年までに、23人が処刑された。この数字は、著者達に言わせれば、控えめな数字であるということである。というのは、殺人の真犯人がみつかり、州も誤判であったということを認めたものに限っているからであるからである ("Miscarriages of Justice in Potentially

Capital Cases," Stanford Law Review, Vol. 39, JuLY 1987)。

より多くの無実の者が死刑を宣告され、処刑されているのではないかと考えられる。とくに有能な弁護士に依頼する問題に関して——死刑判決の増大(1986年に334人)に伴って——その危険も増大するという点からもそのように考えられる。1987年5月にミシシッピー州で処刑されたEdward Earl Johnsonの場合、彼は処刑予定日の3週間前に弁護士によくやく依頼することができたが、事件が非難するに値するかどうかを完全に調査するには余りにも遅かった。Johnsonの処刑後、彼の弁護士は犯罪が行われたときに賭博場にJohnsonと一緒にいた女性を見つけた。裁判の際に知られていなかった証人も見つかり、殺人犯はJohnsonに似ていなかったという事実を証言する用意があると言ったといわれている。

以下において、有罪の有効性について実質的に疑問が生じている状況で死刑を宣告された囚人について簡単に触れておこう。1人は1987年に処刑され、3人は容疑が晴れ釈放され、1人は再審を勧告され、1人は上訴の手続きをすべて使い果たした死刑囚である。

(1) Clarence Brandley——黒人、35歳、白人の女子高校生の強姦殺人で1981年にテキサス州で死刑を宣告された。新証拠が彼の無実を明らかにしたので、彼の事件が公になった。Brandleyは被害者の少女が殺害された学校の用務員であって、状況証拠で有罪とされたのである。彼の第1回目の事実審は、陪審員の1人が他の11人の有罪の認定に同意しなかったので未決定審理に終わった。第2回目の事実審では、陪審員が有罪の評決に達するのに2時間もかからなかった。

Brandleyの上訴審の弁護人は、人種的な偏見が彼の事実審の結果に影響を及ぼし、州は他の者が潜在的な殺人犯であるかもしれないとした「粗雑な捜査」を行ったと主張した。殺人の被害者は白人であり、Brandleyは黒人であった。そして第2回目の事実審で全員白人の陪審によって有罪とされた。

Brandleyの有罪の審理の際に、1人の女性が証言に立った。彼女は同じ

学校で働いていたかってのボーイフレンドが少女を殺害したことを告白したと述べた。1987年に、テキサス州刑事上訴裁判所は、事件の捜査を開始し、証拠に関する尋問を命じた。この審理は1987年10月に開かれ、10日間続いた。そして Brandley に再審を認める勧告を行った。Perry Pickett 地方裁判所判事は以下のように判決した。

「今年はわれわれの憲法の200周年である。この貴重な文書の基本的な権利の一つに法の下の平等と、人間の本質的な尊厳がある。過去10日間、法の下の平等が、宣誓の下に提示された全ての証拠から自明であるかどうかを決定するために、証拠に関する審理を主宰した。とくに証人が写実的に述べた事件の長い説明は、恐ろしく衝撃的な部分もあり、暗黒の大きな影が基本的な品位の明かりと人権を不明確なものにした。私は悲しくももっとも重要な正義がここで裁かれていると述べることができる。不正義が裁かれているのである。刑事上訴裁判所に対する事実と法律に対する結論についての私の所見は、決定的であり明白である。私は被告人に対する再審を勧告し、認められるならば、その事実審は Montgomery 郡から移送されるよう勧告する」。

Brandley は1987年3月27日に処刑されることになっていたが、不定期の処刑の猶予が認められた。Brandley は再審が行われるべきであるという勧告は、広く周知され、法律家や調査官の何箇月かにおよぶ調査の後に抗議の声が高まった。しかし、この類の資源に頼ることができる死刑囚は稀であるということに注目しなければならない。Brandley に再審が認められるかどうかの最終的な決定は、1987年末現在未定である。

(2) Joseph Green Brown (SHABAKA)——黒人、現在37歳、1973年に Tampa の法務官の妻の店に強盗に入り、34歳の白人のその妻の強姦殺人で有罪を宣告され、1974年7月に死刑を宣告された。彼は最初から最後まで共犯とされる Ronald Floyd の証言により有罪とされた。Floyd は Brown と第三者を車に乗せ店まで連れて行き、車の中で彼らを待っていた。その際に Brown が女性を強姦し射殺したと告白したと証言した。

Brownはこれを否定し、殺人当日の夜、彼と Floyd は Tampa Holiday Inn で別個の強盗を行っていたことを早くから認めていた。Brownには前科がなく、Holiday Inn での強盗のあと良心の呵責を感じていた。翌日、彼は警察に自首し、彼の武器の所在を教え、そして Floyd が彼の共犯であると言った。

Ronald Floyd は、Brown が Holiday Inn の強盗に彼を巻き込んで警察に自首したことを怒り、殺人の捜査をするよう刑事と打合せをし、Holiday Inn 強盗に関しては寛大な措置をしてもらうのと引換えに公判では Brown に不利に証言した。結局、Holiday Inn 強盗に関して Floyd はプロペーションを言い渡され、Brown は20年の拘禁刑を言い渡された。

Brown の殺人事件の裁判で、Floyd は彼の証言と引換えに彼自身寛大に取り扱ってもらうとか、答弁の取引を認められたことはないと述べた。略式裁判の最終審で、検察官は陪審に「私は・・・この事件で Ronald Floyd に証言と引換えに何かを約束したことはない」と述べた。Brown は、指紋も、毛髪検査も決定的な弾道検査もなしに、Floyd の証言だけで有罪とされた。Brown の法廷任命の弁護人はかって 3 度だけ刑事事件を扱ったことがあるだけであった。

上訴裁判所が、Brown に不利な証言と引換えに、さらに検察官が「陪審に対する最終弁論で故意に偽の証言を活用した」裏取引が実際に Floyd と州の間で行われたことを最終的に認めるまでに12年かかった。裁判所は、寛大な取扱と引換えに証言がなされただけでなく、その証言が全く偽りであったことを認めた。後に Floyd は逮捕され、偽証で有罪となった。1986 年 3 月、第11巡回合衆国上訴裁判所は、Brown に再審が認められるか、あるいは釈放されるかのいずれかを命じた。フロリダ州はその起訴を放棄し、Brown は1987年 3 月に釈放された。彼は13年間を死刑囚監房で送り、1983 年に死刑執行の猶予が認められた際には執行の10時間前であった。

(3) William Jasper Darden——黒人、現在54歳、1973年に犯した強盗未遂の際に家具店主の Carl Turman (白人) を殺害して1974年 1 月に有罪と

なった。Darden は13年以上を死刑囚監房で過ごし、その間に5度の死刑執行令状から生き延び、処刑が24時間以内に迫ったことが2度あった。彼はあらゆる上訴の手段を使い果たしているので、6度目の死刑執行令状が発布されれば執行されるものとおもわれる。彼の弁護人は Darden の死刑判決に対する上訴で、彼の裁判の際に用いられなかった1986年10月の暴露的な重要な新証拠はいうまでもなく、広範囲にわたる法的な論点を提出した。この事件を検討した数々の裁判所が、Darden の有罪の有効性について疑問を呈した。以下に述べるべきは、彼の裁判で提起された論点のいくつかである。

検察官の違法行為——Darden の事実審理で、検察官は彼を革紐をつけなければ監房から引き出すこともできない「動物」と呼び、ある検察官は Darden の顔を「ショットガンで撃ち抜き」といと述べた。1986年6月、Darden 事件の判決で、合衆国最高裁判所は検察官の煽動的な言説は「すべての裁判所で検討するに値する」ものであったとした。しかし最高裁判所は5対4で Darden の裁判は「完全なものとはいえない」が、不当に偏見をもったものとはいえないとした。少数意見を書いた Blackmun 判事は検察官の違法行為を非難し、その違法行為は確実に明らかにされたとし、「ひたすら陪審を煽動する容赦のない試み」であったと述べた。彼は最高裁判所の判決は「裁判所は公正と信頼性の水準が非常に低く、検察官のひねくれた態度をより念入りなものにすることを許容しようとしたことを暴露」しているとし、「私はこの事件で証拠が圧倒的であり、最高裁判所が陪審の評決が検察官の違法行為の産物でなかったと結論できたということを簡単に信じない」と結論した。

証拠の重さ——Darden は誤った犯人確認によって作り上げられた無実の被害者であると最初から主張していた。彼の有罪は、被害者の妻の Helen Turman と、おなじく暴行者に撃たれた16歳の隣人の Phillip Arnold が行った目撃証人の確認に基づいていた。1986年6月の合衆国最高裁判所の少数意見で Blackmun 判事は、Darden を事件に結び付けた証人による確認

は「問題である」とした。最初、Phillip Arnold は病院で示された写真を並べた中から Darden を確認した。Darden の写真は殺人後に逮捕されたことを示しているメモが付されていた。Arnold はその時に容疑者が最近逮捕されたことを知ったといわれている。

Helen Turman は主として加害者的人相や衣服についてはっきりとは分からないと述べていた。Darden についての彼女の確認は、Blackmun 判事が述べているように、「示唆的な状況」で行われた。容疑者が一列に並んでいるとき（面通しの列）に Darden を見るよういわれるかわりに、Dardenだけがその部屋で唯一の黒人であった予備審問に出席した。彼女は検察官に「あそこに座っているあの男」が「あなたの主人を撃った男ですか」と質問され、その後に確認をした。

Blackmun 判事はこの点に関して、そのような確認方式は「まさに最高裁判所によって信頼できない確認という結果になるものであるとして古くから非難されてきたものである。・・・同様に最高裁判所は被疑者の写真がなんらかの方法で強調されている写真の提示の使用を非難してきた」と述べた。

Darden の容貌と彼が逮捕される前に Turman と Arnold が描いた殺人犯の像とにさまざまな食い違いがあった。Turman 夫人は男が自分と同じ位の身長で 5 フィート 6 インチであると思い、後に「5 フィート 8 インチ、そして 6 フィートかもしれない」と述べた。Arnold は Darden を「大男」といった。Darden は 5 フィート 10 インチで細身であった。事実審の際に、Turman 夫人は Darden が痩せて、山羊髭を伸ばし、殺人犯がしていたヘヤースタイルと違うような形にしていると思ったと述べた。

Darden の2人の証人による確認にコメントして、Blackmun 合衆国最高裁判事は「信頼性に関する私の確信は・・・とくに Turman 夫人の最初の犯罪者の描写の食い違いを考えると、手続きの際に何かを示唆して行われたものであると考える」と結論した。

Darden を犯罪と結び付けるために用いられた状況証拠は、彼の自動車

が、犯行現場から立ち去るのを見られた車と似ていたということであった。ピストルは、その夜 Darden が車をクラッシュした場所の近くで警察官が発見したといわれる。しかし、Darden の車のクラッシュを目撃した者は、誰も彼が車から銃を捨てるのを見なかつた。そして、Darden と武器とを結び付ける指紋の証拠もなかつた。

新しいアリバイの証拠——2つの別個のソースからの新証拠は、犯罪が公的な記録に述べられている時間より早く Darden が犯行現場にいたとされる時間より前に発生したことを示している。

1 Darden にそれまで会ったことがない Christine Bass(白人)は、1986年10月の宣誓供述書の中で、犯行の日の午後4時から5時30分の間に彼女の家の外で壊れた車を修理している Darden と一緒にいたと証言した。Darden は5時30分ごろに Bass の家の所から車に乗って立ち去つたが、Turman の家具店から約3マイル離れたところで、6時30分の少し前に車を壊してしまつたと主張した。

2 Sam Sparks 師は、1986年10月の宣誓供述書のなかで、犯行当日の午後5時30分に夫が殺された Turman 夫人を慰めに行って欲しいとの電話を受けたと述べた。彼は5時55分に Turman 家に着いた。彼は、午後6時30分に重要なアポイントメントが入つてゐたので、当日は時刻を正確に記憶していた。

これらの陳述は、殺人が午後5時15分前に起きていたことを明白にした。その時 Darden は Christine Bass の面前で彼の車を修理していたのである。公式記録は犯行の時間を午後6時30分としている。このことについて、Darden の事実審で法廷が任命した弁護人は異議の申立てを行わなかつた。Christine Bass は、証人として召還されるものと思って毎日法廷に通つていてもかかわらず、Darden の事実審では証言を求められなかつた。Darden の事実審の弁護人の調査は、Darden の無実の申立ての信頼性を保障する被害者の聖職者である Sam Sparks 師の存在を明らかにできなかつた。

(4) Edward Earl Johnson——黒人、27歳、1987年5月20日にミシシッピー州で処刑された。彼は1980年8月、白人の警官を殺害したとして有罪を宣告された。1979年6月2日に、警官が女性の部屋で女性に暴行を加えようとしている黒人男性を拘束しようと介入した際に、殺人が発生した。それに続いて起きた争いの際に警察官が銃撃されて、致命傷を負ったのである。加害者は逃走した。

Johnson の最終的な上訴審の弁護人によれば、当該の Johnson の犯罪に関する有罪については「重大な疑い」があった。犯行日の夜、当時18歳であった Johnson は、彼の車が故障したので現場の近くにいた。彼はその地域で発見された他の若い黒人男性と一緒に逮捕され、犯人の確認のために女性の家に連れていかれた。女性は Johnson と彼の家族を知っていて、Johnson の祖母が同席している所で、彼は加害者ではないと言った。Johnson は釈放されたが、2日後再逮捕され、警察に連行された。後の彼の証言(その後この証言を変えなかった)によれば、彼は森の中に連れ込まれ、脅かされ、警官を射殺したことを無理に自白させられ、脅迫されて自白調書に署名させられた。彼は起訴されて法廷に出るまで弁護人に会わなかった。Johnson は、最初の機会にその自白を撤回したが、唯一の犯罪の目撃証人である女性が彼の自白を聞いて話を変え、彼を彼女を襲った黒人の男性であるということを確認した。この証言によって、Edward Johnson は有罪を宣告され、死刑を言い渡された。

彼の事実審前に、検察側は Johnson に犯罪の有罪答弁と引換えに終身刑の申し出をした。しかし、死刑裁判の経験がほとんどなかった彼の事実審の弁護人は、Johnson に有罪答弁の取引を行えば仮釈放なしの終身刑が言い渡されるだろうと言った。実際、彼は前歴もなかつたのでそのような厳しい刑を言い渡されるはずがなかった。彼が有罪の答弁の取引をしていれば、Johnson は1986年に仮出獄の資格を得ていたことになる。彼は、黒人人口が州人口の45パーセントを占める郡で、10人の白人と2人の黒人からなる陪審員によって審理された。最後の上訴審で彼の事件を扱った弁護士に

よれば、Johnson の数多くの上訴は、その一部は長い年月にわたって前の弁護士が行った法的な過誤で退けられたのである。Johnson の最終審の弁護士は、彼の予定された処刑の 3 週間前に事件を依頼されたので、事件を詳細に調査する時間的余裕もなかった。

致死ガスによる処刑の際に、刑務所当局は最後の猶予が認められるのではないかと考えて、ガス室の椅子に彼を縛りつけた後 8 分間待った。立会人は Johnson が「誰からも電話なんてかかってこないだろ」と言ったり、「放してくれ。放してくれ」と言うのを耳にした。午前12時 6 分に致死ガスがガス室に放出され、Johnson は15分後の午前12時21分に死亡が確認された。

Johnson の処刑の 1 週間後に、彼の弁護士は Johnson と何時も一緒にいたと主張する女性を捜し当てた。犯行が犯された時にも彼は彼女と一緒に賭博場にいたのであった。それまでの Johnson の弁護士は彼女を捜し出そうともしなかったのである。彼女は証言をしようと Johnson の裁判の間ずっと法廷に通っていたが、白人の警官に家に帰れ、人のことに構うなと言われたということである。

(5) Darby Tillis と Perry Cobb——イリノイ州シカゴの Darby Tillis と Perry Cobb は 9 年間を刑務所で過ごした——そのうち 4 年間は死刑囚監房で——後、第 5 回目の事実審の終わりの1987年 1 月に殺人につき無罪を宣告された。1987年 2 月の「Chicago Lawyer」に公表された記事によれば、Tillis と Cobb ほど何度も同じ犯罪で裁判をされた被告人はアメリカ合衆国の歴史で初めてであった。

Tillis と Cobb は、1977年11月のホット ドック売り場の強盗の際に Melvin Kanter と Charles Guccion を殺害したとして1977年12月に逮捕され、起訴された。最初の 2 回にわたる事実審は評決不成立で終わった。3 度目の陪審は彼らを有罪とし死刑を宣告した。死刑囚監房で 4 年間を過ごした後、イリノイ州の最高裁判所はその有罪を無効とし、再審のためにクック郡に移送した。1986年 8 月に 4 度目の事実審が開かれたが、陪審が 6

対6のデッドロックに乗り上げたままで終わってしまった。2人はその後非陪審審理を選択し、その審理の終わりに、Thomas A. Hett判事は彼らを自由の身にするという決定を明らかにし、「私は、現在、第49番目の陪審員が述べたように、被告人たちを合理的な疑いを越えて有罪であるとすることはできない」と述べた。

1987年2月の「Chicago Lawyer」に拠れば、TillisとCobbに対する証拠は「うまくいって不確実、悪くいえば不法なものであるが、クック郡の州の検察官はほとんど狂的といっていいほど熱心にそれを追求した」ということである。2人に対する唯一の物的証拠は被害者の1人から奪った時計であった。それについてCobbは他の容疑者が10ドルで彼と賭けたものだと述べた。指紋についての証拠もなく、殺人に用いられた武器も発見されなかった。2人の黒人男性について不確実な描写をした犯罪の目撃証人が1人いただけであった。その男性のうちの一方はもう1人よりかなり背が高かったと言った(TillisとCobbは同じ位の身長であった)。目撃者の証言はその後の2回目の事実審で変わった。そして3度目の事実審ではTillisとCobbが目撃した男性であると積極的に証言した。

4度目の事実審で、他の郡の州検察官が最初の事実審での第一級の検察側の証人は、殺人は彼女のボーイフレンドが犯したもので、彼女も共犯であることを指摘した陳述を彼に行なったと証言した。

TillisとCobbは最初の事実審の弁護士と、4度目と5度目の事実審で2人を代理した弁護士と、上訴の際の弁護士と、「Chicago Lawyer」で公表された記事によって進んで出頭して、弁護側にたって証言した他の郡の検察官による連携プレーに支持されたのである。

## 6 死刑と精神薄弱者および精神病者

### 6・1 精神薄弱者

精神病と精神薄弱は同じものではない。前者は、精神異常の行為、思考形式および対人関係によって特徴づけられた状況を含む。後者は、生涯に

わたってあるいは不可逆的な標準以下の知的能力に関係するものである。

精神に障害のあるものは、標準以下の知的能力である。このような者は完全に自身の行為の結果を理解することができず、是非の弁別ができず、自身の行為を完全に統制することができない。精神障害者に死刑を科すことは、科せられた刑罰が精神障害者の有責性と道徳的な非難に均衡していないことであり、犯罪に対する応報あるいは死刑の意味するところを理解することができないであろう。精神障害の囚人は、その犯した犯罪と切迫した処刑の関係が理解できないようである。

精神障害者は、そうでない者よりも暴力的な犯罪を犯しそうであるということは、明らかにされていない。それにもかかわらず、外界を理解する能力が限定されているために、精神障害者は外の世界の出来事に反応して限定された行為しかできない。それも、不適切に——反社会的、攻撃的または暴力的な行為で——反応するのである。一旦行動すると、自制を働かすことが困難であり、正か不正かという抽象的な概念でその行為を抑止することができないのである。

精神障害者は、刑事司法制度に容易につけこまれ、自身は軽い刑しか受けない世間ぞれした連中によって犯罪に巻き込まれる危険がある。1986年6月24日にジョージア州で処刑された Jerome Bowden の場合がそうである。彼は、結局は終身刑に処せられた共犯によって犯罪に巻き込まれた。Bowden は刑事がこうすれば助かると言ったので署名したと述べた陳述書によって有罪とされた。

さらにこのような問題については、精神障害者がその障害性について完全に陪審にしらせることなしに裁判に付されたという証拠がある。Jerome Bowden 事件がその実例として役立つ。事実審の裁判官は、Bowden は裁判を受ける能力があるとして、精神医の診断をうけさせる動議を退けた。彼の弁護士は後に Bowden の行為に関する精神異常の申し立てを取り下げ、この問題を後の段階で取り上げる権利を放棄した。多くの精神医や心理学者も含めて、精神障害をよく知らない者は、それをみただけでは分からな

いものである。能力を判定する多くのテストは、実際は被告人の正気さのテストであり、そのテストによって精神に障害のある被告人は正気であるとされるのが通常である。

王立精神障害者協会（Royal Society for Mentally Handicapped Children and Adults :MENCAP）によれば、「その者の知能指数が50以下の場合は重度の精神障害であり、50ないし70の場合は軽度の精神障害である。・・・知能テストは平均人の知能が100となるように作成されている」のであるとする。

ジョージア州の矯正施設に関する情報センターの1987年6月の報告書によれば、合衆国の約2,000人の死刑囚の20パーセントが、平均以下の知能である。囚人の精神能力に関する検査手続きを定めているのは数州に過ぎないので、これらの数字を確認することは困難である。予備的な調査によれば、少なくとも250人の死刑囚が極度に低い知能水準にあった。より多くの者が、事実審理と量刑の双方の段階でその低い知能水準に気付かれないままに見逃される可能性が高い。

死刑法をもつ多くの州は、精神異常の囚人の処刑を禁じるコモン・ローのルールを採用している（報告書76-77頁参照）。しかし、精神薄弱の者を処刑しない保障はほとんど存在しない。精神異常にに関する最近の合衆国最高裁の判決は（Ake v. Oklahoma, 1985と Ford v. Wainwright, 1986）、精神薄弱の弁護に制限つきではあるが役立つものである。知能水準の問題が事実審で輕減事由として提出されないと、その先の段階の上訴の際にそれを主張する権利を失うこととなる（報告書46頁参照）。精神薄弱は、死刑裁判の量刑の段階で触れられないので過ぎてしまうことがしばしばある。そして被告人の精神能力が事実審理の際に問題とされず、輕減要素として限定された責任能力の主張が行われることもないである。

精神薄弱者の処刑の合憲性が、ほどなく合衆国最高裁判所で審査されるものと思われる。1985年にアメリカ合衆国精神薄弱市民協会が、「犯罪の重大さを理解することができず、死の意味も理解することができない」者に

対する死刑を禁止することを求めた決議を採択した。ジョージア州議会の下院司法委員会による最近の法案(HB878)は、精神薄弱者は死刑に処せられないと定めた。この法案は、1988年1月に開催される次会期に議会に提出されることになっている。

1976年以降、処刑された93人の囚人のうちすくなくとも6人が精神薄弱であると診断された。すなわち、

Ivon Stanley (ジョージア州)	1984年12月7日処刑	知能指数 70台
Jemes Henry (フロリダ州)	1984年9月20日処刑	知能指数 70台
Morris Mason (バージニア州)	1985年6月25日処刑	知能指数 66
James Roach (サウスカロライナ州)	1986年1月10日処刑	知能指数 70台以下
Jerome Bowden (ジョージア州)	1986年6月24日処刑	知能指数 59
John Brogdon (ルイジアナ州)	1987年7月30日処刑	知能指数 70台以下

以下は、精神薄弱があったと報告された者で、1987年に処刑されたか、死刑を宣告されたかした囚人のいくつかの事例である。

(1) Limmie Arthur、黒人、年老いた隣人を殺害し、老齢年金を奪った廉で有罪を宣告され、1985年に死刑を言い渡された。サウスカロライナ州最高裁判所は手続上の理由でこの刑を覆した。しかし1987年5月、陪審なしの巡回裁判所判事が再び死刑を宣告した。Arthurは精神薄弱者であるといわれ、10ないし12歳程度の精神能力で、知能指数は65であった。彼は自分の弁護士の名前も覚えていず、アルファベットを暗唱することもできなかった。Arthurは18人の子どものなかの17番目で、煙草畑の中の小さなトタン屋根の堀っ立て小屋で育った。殺人の前に、彼と被害者は酒と一緒に

飲んでいた。それで彼が殺人を犯したときは酩酊していた。事件後、彼は奪った年金（100ドル）をもって家の屋根裏に隠れていた。彼は裁判では証言しなかった。

弁護士は彼に対する死刑判決は残酷かつ異常な刑罰を禁じている合衆国憲法第8修正に反するとして上訴した。彼の弁護士のDavid Bruckは、世間を理解する能力が子どもの程度しかない者を処刑することは悪であると主張し、「死刑は絶対的な刑罰である。・・・それを科すならば、自分が行っていることの重大さを完全に理解している責任と判断を有する者に科すべきである」と述べた（International Herald Tribune, 1987年6月23日付）。

(2) Jerome Hollowayの知能指数はアメリカ合衆国の死刑囚の中で最も低いとおもわれた。彼は39歳であるが、7歳児の精神能力であったといわれている。彼の知能指数は49であった。この指数の者は全収容者数の0.1パーセント以下に過ぎない。彼は1986年3月にジョージア州で65歳の老女の強盗殺人で有罪となり死刑を宣告された。彼の弁護士が要求した独自の精神鑑定は退けられた。彼の低い知能水準に関する証拠を検討せずに、裁判所は彼は「正常で能力がある」とし、善惡の判断ができるとした。

裁判の際に、検察側は彼を強盗殺人を計画した冷血な殺人者とした。一方、彼の家族は、彼を「そのような犯罪を1人で犯す神経も、知能も、精神的な強さも」持っていないおとなしい人間であるとした。前に雇っていた人は彼を「優しい心の持ち主で、すぐに人の口車に乗せられ、・・・彼に言えばなんでもしてくれる者だった」と言った。Hollowayには前科はなかった。

彼の弁護士は、検察側が描いたのと全く違うHollowayの像を描いた。弁護士は、検察側が容易におもうまに被告人を操ることができることをおそれて、裁判でHollowayに証言することを許さなかった。1987年7月に行われたジョージア州最高裁判所に対する動議の申立てで、Hollowayの新しい弁護士は彼の精神能力について以下のように述べた。

「彼は自分の誕生日も知らないし、誕生日を祝ってもらったこともな

い。彼の年齢については推測の域を出ない。彼はクリスマスが何日なのかも知らない。・・・自分の名前も書けない。・・・弁護士が彼に与えたものを読むこともできない。・・・Holloway は20まで数えることもできず、簡単な足し算もできない。」

そして、彼の死刑に関して、

「彼は彼の弁護士と対照的に、彼の処刑予定日が定められたり、なにか緊急のことが生じてもどうしてよいのか考えが浮かばなかった。実際、彼は処刑の日も、彼が電気椅子に連れて行かれる日も何を意味することかわからなかった。」

1987年11月、ジョージア州最高裁判所は Holloway の殺人に関する有罪を覆した。最高裁判所は全員一致で、Holloway が法廷に立つ能力がないことを示す独自の精神鑑定が退けられたことを指摘した。最高裁判所の判決は同じ事件について起訴されることはないと言わなかつたが、精神能力に関する審理が先ず行われるべきことを保障した。

(3) Herbert Welcome、黒人、34歳、1981年に家庭内の争いが原因で彼の叔母と恋人を殺害しルイジアナ州で有罪を宣告された。弁護側の精神医は彼の精神年齢が8歳で知能指数が50ないし57であるとした。彼には今までに死刑事件を扱ったことがない私選の弁護士がいたが、量刑審理の際に精神鑑定を要求しなかった。Welcome の精神薄弱に関する争点が事実審理の際に申し立てられたが、ルイジアナ州最高裁判所はその主張を退け、その有罪と死刑判決を支持した。最高裁長官は少数意見で、死刑はこのような状況では適切でないと論じた。

Welcome の処刑は1987年6月18日に予定されていたが、1987年7月17日に変更された。彼は精神薄弱というよりは精神異常であるという新証拠が出たのでこの猶予が認められたのである。Welcome はもう死刑でなくなったが、不法に拘禁されている。

(4) John Brogdon は、薬物とアルコールの影響下で11歳の少女の強姦殺人を犯して有罪とされ、1987年7月30日にルイジアナ州で処刑された。

年齢は25歳であった。Brogdon は10歳の精神能力で知能指数は64ないし74であった。彼の裁判で、精神医は Brogdon は犯行時善悪が弁別でき、裁判を受ける能力もあると証言した。分離裁判を受けた共犯も強盗殺人で有罪を宣告されたが終身刑を言い渡されている。

合衆国最高裁判所は、裁判官が休暇先から電話による投票を行った結果、1987年7月29日に処刑の猶予を否決した。処刑の猶予を認める明らかに有効な理由があるにもかかわらず、このような状況で「処刑を急いだ」ことを批判して、合衆国最高裁判所の前判事の Arthur J. Goldberg は、このような決定に達する前に「最高裁判所の判事が、猶予の適用に関しよく研究し調査していたならば、このようなことにならなかつたであろう」と述べている (The Christian Science Monitor, 1987年8月25日付)。Brogdon の事件は、精神年齢が10歳の者を処刑することは合憲かの問題を提起した。

## 6・2 精神病者

死刑法のある大部分のアメリカ合衆国の州は、制定法あるいは判例法によって精神異常の囚人の処刑を禁止している。1984年に国連経済社会理事会が採択した保障は、死刑は「精神異常となった者」に行うことができないと定めている。それにもかかわらず、最近、囚人が精神病の症候を示しているいくつかの事例で処刑が行われた(もっとも最近では、1984年4月にフロリダ州で Arthur Goode が、1986年4月に同州で David Funchess が、1987年9月にジョージア州で Billy Mitchell が) (報告書81-82頁参照)。その他の者は処刑が切迫していたり、死刑囚監房に拘禁されていたりする。

(1) Alvin Ford、黒人、現在33歳、1974年にフロリダ州の警官を殺害し有罪を宣告され、1975年に死刑を言い渡された。1983年に、彼の弁護士は Ford は精神病で処刑することができないと述べた——彼の精神状態は、彼に対する死刑執行令状に署名が行われた1981年12月から悪化した(それまでに6年間死刑囚監房で過ごしていた)。彼は1983年12月に、3人の州が任命した精神医に診断されたが、その時間は30分間に過ぎなかった。2人は彼

を「精神病」と判定したが、彼が処刑されることを理解しているかどうかについては指摘しなかった。知事は、1984年5月末に処刑を行う旨の死刑執行令状に署名した。ワシントンの精神医がふたたび Ford を診断し、彼の症状は悪化し、せいぜい「外界の出来事がなんとか分かるだけである」とした結果、処刑11時間前に執行が猶予された。1985年12月、合衆国最高裁判所は、彼の事件を審理することを認め、憲法は州に精神病の囚人を処刑することを禁じていると初めて判示した。最高裁判所は、Ford の精神の正常さそのものについては触れなかつたが、処刑時に精神異常かどうかを決定するフロリダ州の手続きは適切でないとした。Ford は、フロリダ州の手続きの再検討が行われるまで死刑囚監房に拘禁されている。

(2) Gary Alvord、白人、40歳、1973年にフロリダ州で3人の女性を殺害したとして有罪を宣告された。彼は最初13歳のときに偏執性分裂病と診断された。彼は成人してからの大部分をミシガン州の精神病院で過ごし、その後3人の女性を殺害したとされるフロリダ州に逃亡した。1984年11月29日、彼の処刑予定3日前に、州の精神医師団が彼を診断し、知事に彼は精神病で処刑できない旨を勧告した。知事は Alvord を「正常に回復した」と判定されるまで州の精神病院に収容するよう命じた。それまでに彼は10年間を死刑囚監房で過ごしていた。

1985年10月、Alvord は精神病の既決囚を収容するために作られた新しい精神医療刑務所に移送された。施設の精神医療の専門家は、処刑をうける能力を回復するように Alvord を処遇すべきかの倫理と直面することとなつた。

(3) Roger Degarmo、白人、32歳、1979年に20歳の女性を誘拐して殺害したとして有罪を宣告された。彼は上訴することを拒否し、1986年3月12日に処刑されることになつてゐた。弁護士が処刑の予定を読み、1977年に仕事のうえで受けた頭部の怪我について補償を求める民事裁判があつたことを思い出したときに、最後の処刑の猶予が認められた。Degarmo はガレージで働いていた際に車輪で額を打つて、人格が変わつたと訴えていた。

それ以来彼は意識喪失、記憶衰退、および集中力の喪失に苦しんでいた。弁護士はこれを執行の猶予の根拠として提出した——Degarmo の脳障害は彼の裁判では軽減事由として主張されていなかった。彼はいまもテキサス州の死刑囚監房に拘禁されている。

(4) Billy Mitchell、黒人、1987年9月1日にジョージア州で処刑された。彼は強盗の際14歳の食料品店の店員を殺害したとして有罪を宣告された。Mitchell は外傷後ストレス性障害にかかっていることがわかった（52頁参照）。

## 7 死刑事件の被告人と法的代理

死刑事件の貧しい被告人の法的代理の質について、大きな関心が寄せられている（報告書42-46頁参照）。多くの死刑事件の被告人は弁護人が依頼できず、事実審では法廷指名の弁護士が任命される。これらの弁護士は私選の弁護士や州の検察官よりはるかに低額の報酬しか支払われず、その多くは刑事案件にはほとんど、あるいはまったく経験がなく、適切な弁護をするための資源ももっていない。

1986年に合衆国最高裁判所の Thurgood Marshall 判事は、無料の弁護士は被告人の権利を擁護するに充分でないとして、死刑裁判においては経験をつんだ刑事弁護士を任命するように彼の同僚に求めて、「死刑事件の被告人は法廷で自身の生命を守って貰うための公正な機会が与えられていない。・・・死刑裁判は特別な実務の場となり、善意の弁護士でさえ、その依頼人の権利を認識し、保護し防衛することができないことがしばしばある」と述べた。全米法律扶助弁護士協会の会長である Mary Broderick は、死刑事件の被告人の法的代理の質を「国家的な恥辱」であるとした。

アムネスティ・インターナショナルは、その裁判の際に適切な法的な援助を受けなかつたことが明らかになつた囚人が、すくなくとも4人（Edward Johnson, Benjamin Berry, Richard Whitley, および Billy Mitchell）、1987年に処刑されたと報告している。

上訴の際の法的代理の問題も容易でないままに残されている（報告書46-49頁参照）。憲法的な論拠による上訴は不真面目な手続きではなく、審査過程の重要な部分である。これを証明するために、1983年の Barefood v. Estelle 事件の際に、合衆国最高裁判所に提出されたアミカス・キュリイの文書を見ることが必要である。この文書は、1976年から1983年の間に連邦上訴裁判所は合計41件のヘイビアス・コーパス上訴につき決定し、そのうちの30件（73.2パーセント）で死刑囚に有利な判決を下した。1987年初旬、第11回巡回控訴裁判所の John Godbold 判事は、死刑事件の約3分の1の事件に死刑囚に言い渡された死刑判決を覆せる「憲法的な問題」があったとし、第11回巡回控訴裁判所は、1981年に審査した56件の事件の半数で憲法問題を理由として死刑判決を覆したとした。1987年11月に、法防衛基金は1973年1月以降約558の死刑判決が憲法に反する制定法によったものであるとして無効とされ、さらに1,209の事件でその他の理由により有罪が破棄されたり、死刑判決が無効にされたりしたとしている。

それにもかかわらず、大部分の州では、死刑判決が審査され、州の最高裁判所への自動的上訴を認められた後の、死刑事件の被告人を代理する弁護士に対する基金を準備していない。死刑判決を言い渡された囚人の90パーセント以上が貧困（資産をもっていない）である。それ故に、憲法的な根拠に基づいて有罪あるいは死刑判決に対し上訴しようとする者は、報酬なしで弁護をしてくれる「篤志」弁護士を捜し求めなくてはならない。

「篤志」弁護士の不足の増大は、裁判過程の重要な段階で弁護してもらえない被告人がいることを意味する。この問題は南部諸州でとくに重大である。弁護士はこのような事件を処理するための膨大な費用と精神的な犠牲と、上訴の理由を大きく狭めた合衆国最高裁判所の最近の判例のために自信をなくしている。地方の弁護士は被告人の不人気とそのような者を弁護することで、自身の経験に対する政治的責任を考えて思い留まるかもしれない。

この仕事を引き受ける法律家は、裁判所がデッドラインをより短く設定

するために——しばしばそれは事実を調査し、法律的な論点を展開するに充分な余裕が与えられないという厳しい問題に直面する。下級の合衆国裁判所の判決があった当日に処置することを求めた上訴裁判所の判決もあった。

フロリダ州は死刑事件の場合に、有罪確定後の上訴を行う州の弁護士事務所に対する基金を設置している。そして最初の自動的上訴の後に死刑囚が上訴を行う際に、経験を積んだ刑事弁護士に依頼できるよう紹介している。1985年に設立された州の死刑事件弁護基金（State-Funded Capital Collateral Representative ; CCD）は、現在10人の弁護士と数人の捜査担当者を雇用している。この人達の努力の結果、死刑事件の約50パーセントが上訴審で、手続的な誤り、弁護人の役に立たない援助、あるいは新証拠の発見などで判決が破棄された。ある死刑囚がその有罪を覆され、13年間も死刑監獄で過ごした後1987年3月に釈放された者もいる（30-31頁のJoseph Green Brown 参照）。CCDは、1987年8月28日にBeauford White の処刑まで、15か月にわたってフロリダ州で行われる処刑を阻止するのに成功した。しかし、仕事の増大と財源の不足という問題に直面し、スタッフはフロリダ州の死刑囚を効果的に援助するのはますます困難になってきたと感じている。

フロリダ州の死刑囚の代理に関してこのように CCD は成功をおさめているが、州政府は処刑の中止を快しとはおもっていない。Martinez 知事の特別顧問の Joe Spicola が、CCD はいわゆる処刑遅らせを行う「妨害戦略」を行っていると思うので事務所を閉鎖すべしという意見である述べ、「私は死刑廃止に反対です。・・・死刑廃止をいう法執行機関は州内にはほとんどない」と語った（Miami Herald, 1987年8月30日付）。一方、フロリダ州法曹協会の理事会は、死刑という刑罰の独特的最終性と、収容者の権利の完全な擁護を保障するために、資格のある、有能な弁護の必要を認めて、1987年初めに全員一致で CCD の支持を決定した。

バージニア州で、1986年12月の Giarratano v. Murray 事件で合衆国地

方裁判所判事が終局判決命令を出した際に、死刑囚は法的に勝利をおさめた。判決は「貧困のバージニア州の死刑囚は求めに応じて州裁判所でヘイビアス・コーパスの手続きをとる際に援助を行ってくれる弁護士を指名する権利がある」と判示した。これは、はじめて合衆国の裁判所が貧しい死刑囚は州におけるヘイビアス・コーパスの手続きの際に弁護を受ける権利があることを宣言したものである。

この判決までは大部分の州において同様に、囚人は州の最高裁判所に対する最初の「無条件」上訴以外に法的援助を受ける権利を有していなかった。弁護人はほとんど常に無条件上訴の際には、平均647ドルの報酬を支払われた(南部連合報告書1987年冬号によれば、全国で死刑事件の被告人の弁護では最低の報酬である)事実審の弁護士に弁護されていた。この上訴は平均7か月かかり、審査は事実審に対する異議申立てである過誤に制限されていた。上訴が開始されると任命弁護士はすべての責任を免除され、バージニア州ではこれを上訴の最終とした。そしてこの段階で処刑の猶予の唯一の方法は処刑の猶予の請願を行う弁護士を依頼することであった。

Giarratano 事件の判決はジョージア州に「死刑囚のヘイビアス・コーパス手続きの問題は非常に重要であり——社会的にも重要であり、死刑判決が憲法にそって科せられたことの保障に、当事者はいうまでもなく非常な関心があり——せいぜい援助の寄せ集め程度の制度に任せることはできない。被告人は自身の主張を発展させるために、常に弁護士の援助を受けなければならない」とした命令を履行するように命じた。判事は「今日、有罪の確定後に死刑囚を任意に代理しようとする弁護士は稀である」とも述べた。バージニア州はこの判決に対して上訴している。

この判決は合衆国のヘイビアス・コーパスの請願に、任命した弁護士を認めることはできないとしたが、合衆国裁判所はヘイビアス・コーパスの請願が受理されれば弁護士を任命する権限を有し、「同じ弁護士が州と合衆国の双方の裁判所で代理を行う代理制度を作り上げることは困難でない」とした。この Giarratano 判決が支持されると、すべてのバージニア州の死

刑囚は、その上訴のあいだ法的代理を保障されることになり、死刑囚の Joe Giarratano が申し立てたこの事件は、全国の死刑囚に影響を及ぼすことになった。

1987年8月、イリノイ州最高裁判所長官 William G. Clark 判事は、有罪確定後の死刑囚に適当な代理を与えることを考えるための委員会を集合した。Clark は「無条件上訴で死刑判決が支持された被告人に対して、判決の付帶的な有罪確定後の審査は決定的である」、そして死刑囚は自身の死刑判決に対し上訴するためにより良い制度を求める資格はあると述べ、さらに「法的代理の利益を与えられることなしに、被告人が処刑されるのを見たいと思うものはいないであろう」と付け加えた。Clark はイリノイ州では篤志の法律家を依頼することはできるとしたが、死刑囚の数が百人を超えた現在では、いまの法曹人口は不充分である。この委員会は、控訴裁判所判事、州検察官、議員、公的機関任命の弁護士、上訴審担当弁護士、私選弁護士から構成されていた。

南部諸州の状況は楽観できないものである——すくなくとも短期的には。ルイジアナ州とテキサス州で死刑事件をモニターし、切迫した処刑に直面している者の弁護に協力する事務所が最近設置された。ジョージア州で、矯正施設に関する情報センターが同様な機能を営んでいる。

テキサス州の状況はとくに重大である。全米市民自由連合に属する Jim Reholz と Robert McGlasson の2人の弁護士が、テキサス州における法代理が危機に陥っていることを周知させ、弁護士を援助し緊急な事件を援助するために、最近オースティンのテキサス大学のロー・スクールに死刑クリニックを設置した。2人は利用できる篤志弁護士の数は少なく、「混沌とした」状態にあるとしている。テキサス州では、それぞれの死刑事件における事実審の裁判官が処刑の日を定める責任を負うているので、処刑を阻止しようとする者が気付かぬうちに処刑の日が決められる。ある弁護士はテキサス州で死刑事件の上訴審の被告人を代理しようとする最近の試みは「行き当たりばったり」で「まったく統制がとれないものになつてい

る」と言っている。すくなくとも1人のテキサス州の囚人（Richard Andrade、1986年12月18日に処刑）が、処刑の際に法的な代理を受けていなかった。だれも上訴の期限を知らせる者がいなかつたので、1987年5月に処刑されることになっている囚人もいる。

上訴の際に死刑囚を代理する、それぞれの巡回区に付属する一団の弁護士を確保するための合衆国基盤基金をという提案がなされている。一方、独自の法援助計画と州の法曹協会が、死刑囚が法的援助を受けることを保障するために、地域的に資金援助をされた共同事務所を設置する努力を行つてゐる。

## 8 アメリカ合衆国における処刑——1987年

1987年11月1日現在、全国（フロリダ州（FL）、ジョージア州（GA）、ルイジアナ（LA）州、ミシシッピー（MS）州、テキサス（TX）州、ユタ（UT）州、バージニア（VA）州）に1,977人の死刑囚がいる——黒人（B）814人、白人（W）1,012人、ヒスパニック（H）116人、アメリカ原住民（N）26人、アジア人（A）8人、不詳（U）10人。

1976年 以降の 番号	1987年 の番号	氏名	処刑日	州	加害者 の人種	被害者 の人種	有罪 確定年	
69	1	Romon Hernandez	1月30日	TX	H	H	1980年	任意に上訴 を取り下げ
70	2	Elisio Moreno	3月4日	TX	H	W	1984年	任意に上訴 を取り下げ
71	3	Joseph Mulligan	5月15日	GA	B	2×B	1976年	
72	4	Edward Johnson	5月20日	MS	B	W	1980年	有罪に疑問 ガス室で8 分間座撃
73	5	Richard Tucker	5月22日	GA	B	W	1979年	精神病とお もわれる
74	6	Anthony Williams	5月28日	TX	B	W	1978年	少年時代に 頭部に傷害 事実審の弁 護人は無効 といふ
75	7	William Tucker	5月29日	GA	W	W	1978年	

## アメリカ合衆国の死刑状況（その1） 51

76	8	Benjamin Berry	6月7日	LA	W	W	1978年	事実審の弁護人は無効という
77	9	Alvin Moore	6月9日	LA	B	W	1980年	
78	10	Jimmy Glass	6月12日	LA	W	W	1983年	同じ犯罪の
79	11	Jimmy Wingo	6月16日	LA	W	W	1983年	共犯
80	12	Elliott Johnson	6月24日	TX	B	2×W	1983年	麻薬依存者のため、静脈を見つけるのに30分かかった
81	13	Richard Whitley	7月6日	VA	W	W	1981年	事実審の弁護人は無効といふ 精神薄弱の 境界例、知能指數75
82	14	John Thomson	7月8日	TX	W	W	1977年	共犯が不利な証言をし 20-25年の刑を宣告され、すでに5年服役
83	15	Connie Ray Evans	7月8日	MS	B	A	1981年	
84	16	Willie Celestine	7月20日	LA	B	W	1983年	知能指數69といわれる
85	17	Willie Watson	7月24日	LA	B	W	1983年	合衆国最高裁4対4で執行の猶予を退ける
86	18	John Brogdon	7月30日	LA	W	W	1983年	犯行時18歳児童期に虐待を受ける精神薄弱知能指數70共犯は終身刑
87	19	Sterling Rault	8月24日	LA	W	W	1982年	
88	20	Wayne Ritter	8月28日	AL	W	W	1977年	実際の殺人者でない薬物依存者
89	21	Pierre Selby	8月28日	UT	B	W	1974年	
90	22	Beauford White	8月28日	FL	B	W	1978年	共犯で殺人者でない陪審は一致して終身刑を評決判事は死刑を宣告

91	23	Billy Mitchell	9月1日	GA	B	W	1974年	精神病（PT SD） 事実審の弁護人は無効 という
92	24	Joseph Starvaggi	9月10日	TX	W	W	1978年	
93	25	Timothy McCorquadale	9月21日	GA	W	W	1974年	

## 9 特異な事例

1987年に処刑された囚人で、とくに特異な事例を以下に紹介する。

### (1) フロリダ州

Beauford White, 黒人、41歳、1987年8月28日フロリダ州で処刑。彼の裁判で、陪審員は全員一致で終身刑を評決したが、裁判官はその評決を覆して死刑を宣告した。Whiteは現実に手をくだした殺人犯ではなかったが、強盗殺人で有罪となった。仲間が強盗を犯し射殺した際には見張りをしていた。彼は Marvin Francois——同じ犯罪で、1985年5月29日に処刑された——の共犯に過ぎなかったのである。

### (2) ジョージア州

Billy Mitchell, 黒人、1987年9月1日にジョージア州で処刑。彼は両親の離婚がもたらした鬱状態の際に犯した押し込み盗で服役している時に、繰り返し同性愛を強制された結果、外傷後ストレス性障害に苦しんでいた。かつては非常にすぐれた学生で、運動能力に秀でていたといわれる Mitchell は、当時ひどい鬱状態にあった。彼は1974年に犯した強盗未遂の際に食料品店の店員を殺害したことを認めた。彼の事実審の弁護人は、Mitchell の個人的な経歴や病歴について証人も喚問せず、証拠も提出しなかった。1987年6月、合衆国最高裁判所はこの事件の審理を拒否した。Marshall, Blackmun および Brennan の3裁判官は審理をするように述べて、長い反対意見を書いた。

「弁護人が軽減事由を調査しなかったことは、Billy Mitchell の生命のために戦う際に、弁護士が僅かな努力をしていれば利用できる豊富な情

報があることを、彼に知らせなかつた結果となつた。」

処刑の前日に、Billy Mitchell に代わって上訴を行つた法援助基金は、この事件は明らかに正当な特赦の例と思われる事例であるとして記者会見でこの事例を取り上げたが、不当な特赦制度に抗議して、法援助基金は仮釈放委員会に Billy Mitchell の事件の審理を求めなかつた。Billy Mitchell は予定どおり翌日に処刑された。

### (3) ルイジアナ州

Willie Watson、黒人、31歳、1987年7月24日にルイジアナ州で処刑。彼は、薬物の影響下で犯した1981年の女子大生の強盗強姦致死で有罪を宣告された。1987年7月24日に予定されていた処刑は、合衆国最高裁判所が4対4の同数の票でその上訴を却下した後、2時間猶予された。Edwin Edwards 知事への最後の特赦の請願は退けられた。

合衆国最高裁判所の4人の裁判官は事件の審理を認めたが、処刑を猶予するためには5票が必要であった。フロリダ州の同様な事件で死刑の猶予に票を投じた Lewis Powell 裁判官は、最近退職した。Watson の事件の審理を認めるに票を投じた少数意見の裁判官は、法廷の意見に対し以下のようにコメントした。

「本法廷の4人の判事は、Lowenfield 事件——合衆国最高裁の審理まで猶予されているルイジアナ州の死刑事件——の判決が下されるまで本件の決定を差し控えるようにと考え、やむにやまれず票を投じたものであるが、処刑の猶予のためには5票が必要である。」

本法廷は今日 Watson の猶予に関する法的な申立てを認めた。本法廷の構成員の半数は Watson の申立てと Lowenfield のそれは同様のものと思料する。しかし今夜 Watson は処刑され、他方 Lowenfield は首尾よくいけば生命が助かるのである。この予想は、法の下の平等を定める本法廷の責務の重大な失墜である。」

## 10 死刑と世論

最近、合衆国で行われた世論調査から、合衆国の国民は死刑を支持しているが、その支持に限度があることが明らかになった。人々がこの特異な刑罰の問題と不公正さに気付いたとき、そして現実には死刑の適用が一種の「籠引」だということがわかったとき、死刑の支持が実質的に下降した。

1987年に、死刑の支持についてすくなくとも3つの世論調査が行われた。回答者の大部分は死刑を支持したが、少年と精神障害者に死刑を科すことには反対した。多くの者は、死刑は実際には不公正に科せられていることを知っているが、死刑を支持し続けているのである。

1987年1月に Media General Associated Press が行ったニューヨークでの調査は、回答者の50パーセントが死刑は不公正に行われていると考えていることを明らかにした。1986年12月に行われたジョージア州立大学の Center for Public and Urban Research による調査では、質問された者の65パーセントは、少年に対しては死刑に代えて終身刑を認め、66パーセントは死刑は精神障害者に科すべきではないとした。1987年6月にイリノイ州全域にわたってサンガモン州立大学の Community and Regional Studies が行った世論調査では、64パーセントが、貧しい者は、中流・上流所得層の者より多く死刑を宣告されるようであると考えていた。また44パーセントの者は、黒人は、同じ犯罪で有罪となった白人よりも死刑の言い渡しをうける機会が多いと考えていた。

アムネスティ・インターナショナル・アメリカ支部が Cambridge Survey Research に委託して行い、1987年4月に調査結果を公表したフロリダ州における世論調査は、84パーセントの者が原則として死刑を支持しているが、74パーセントは死刑が恣意的に科せられていると考えており、47パーセントは死刑は少数民族のあるいは貧しい者を差別しているとした。71パーセントは精神障害者の処刑を認めず、54パーセントは犯行時に精神障害であった者、あるいは精神障害の病歴をもっている者の生命を救わなければ

ならないと考えていた。42パーセントは、少年に死刑を科さないとし、81パーセントは、「私は死刑を支持するが、再犯を止めさせるより良い方法があればと思う」という設問に「はい」と答えた。49パーセントは、有罪とされた殺人犯を処刑するよりは、仮出獄なしの終身刑を支持すると答えた。フロリダ州には死刑が存置されているにもかかわらず、46パーセントが、陪審が終身刑を評決しても、裁判官に死刑を言い渡すことを認める「陪審無視」の条項に反対している。

フロリダ州の調査結果は、とくに、死刑に対する人々の強い支持は、一般の人々は死刑の問題について十分に情報が与えられていないこととともに、一部は暴力犯罪の問題に対して州が効果的な代替刑を備えることができなかつたことに帰することができるなどを明らかにした。少年と精神病者および精神薄弱者に対する死刑の適用については強い反対があることは明らかである。

## 11 ま と め

死刑は生きる権利を否定するものである。死刑は残酷かつ非人道的な刑罰であり、この手続きに関与するすべての者を残忍にしてしまう。死刑はなんら有用な刑罰目的に資せず、広く承認されている犯罪者の社会復帰の原則をも否定するものである。死刑は、社会の防衛にも、犯罪の被害者の苦しみの解決にも役立たない。死刑は、取り返しのつかない刑罰であり、どのように強力な司法的保障があっても、無実の者に科すおそれがある。

1987年のアメリカ合衆国の死刑状況は、1976年に死刑がふたたび導入されて以来、最もおおくの囚人が処刑された年であり、精緻に作り上げられた司法的な保障も、死刑が公正に科せられているということを保障することができない。いかなる方法を講じても、死刑を恣意的あるいは不公正に科すことを避けることはできないことが明らかにされた年でもあり、さらに、死刑の言い渡しに人種差別が見られ、それは無実の者に死刑を科せられることにもなる。また少年、精神病者、あるいは精神薄弱者に死刑が科

せられたことが明らかになった年でもあった。